資　　料　　編

第１編　　総　　則
第２編　　災 害 予 防 計 画
第３編　　災害応急対策計画
第４編　　災 害 復 旧 計 画
第５編　　原子力災害対策編
資　　料　　編

１　地域防災計画関連資料 …… 資－ １
２　条例、協定、書式等 …… 資－63

1　地域防災計画関連資料

1－1　防災関係機関災害連絡窓口

(1) 災害対策本部関係

名称	所在地	電話	ファックス	備考
竜王町役場	竜王町大字小口 3 番地	58-3700	58-1388	
竜王町生活安全課	〃　　(防災センター)	58-3703	58-2573	

(2) 警察・消防・自衛隊関係

名称	所在地	電話	備考
近江八幡警察署	近江八幡市土田町 1322-1	32-0110	
東近江行政組合消防本部	東近江市東今崎町 5 番 33 号	22-7600	
近江八幡消防署	近江八幡市小船木町 819	33-5119	
竜王出張所	竜王町山之上 5895	55-0119	
陸上自衛隊大津駐屯地第 2 教育団本部訓練課	大津市際川 1-1-1	077-523-0034	
陸上自衛隊今津駐屯地第 3 偵察戦闘大隊 3 係	高島市今津町平郷	0740-22-2581	

(3) 交通・通信・電気・ガス関係

名称	所在地	電話	備考
西日本旅客鉄道（株）京滋支社　地域共生室	京都市南区西九条北ノ内町 5-5	075-682-8004	
東海旅客鉄道（株）関西支社	大阪市淀川区宮原 1-1-1	06-6302-5037	
日本通運㈱滋賀営業所	栗東市六地蔵 1070-1	077-554-9791	
竜王郵便局	竜王町鵜川５０３－２	58-0042	
竜王川守郵便局	竜王町川守５８７－５	57-0050	
西日本高速道路（株）滋賀高速道路事務所	栗東市小野 758	552-2284	
西日本電信電話（株）滋賀支店	大津市浜大津 1-1-26	077-510-0961	
ＫＤＤＩ（株）関西支社	大阪市中央区城見 2-2-72		
（株）エヌ･ティ･ティ・ドコモ関西支社	大阪市北区梅田 1-10-1	06-6457-8950	
関西電力送配電（株）彦根配電営業所	彦根市松原町石持 1880-10	0800-777-3081	
大阪ガス（株）京滋導管部導管計画チーム	京都市下京区中堂寺栗田町 93	0120-544-209	
滋賀県陸上輸送協同組合（県振興局備蓄倉庫）	栗東市手原 8-1-5	077-552-2385	
一般社団法人滋賀県バス協会	守山市木浜町 2298-4	077-585-8333	
一般社団法人滋賀県トラック協会	守山市木浜町 2298-4	077-585-8080	
日野川流域土地改良区	竜王町山之上 5775	57-1717	
一般社団　滋賀県 LP ガス協会	大津市松本 1-2-20	077-523-2892	

(4) 県・他市町関係

名称	所在地	電話	ファックス
滋賀県庁	大津市京町 4-1-1	077-528-3993	
知事直轄組織防災危機管理局 管理・情報係 地震・防災係 原子力防災係 消防・保安係 危機管理・国民保護係 防災航空係	大津市京町 4-1-1 （蒲生郡日野町北脇 214-71）	 077-528-3430 077-528-3432 077-528-3435 077-528-3431 077-528-3445 0748-52-6677	
東近江土木事務所経理用地課	東近江市八日市緑町 7-23	22-7733	
東近江健康福祉事務所（東近江保健所）	東近江市八日市緑町 8-22	22-1253	
東近江環境事務所	東近江市八日市緑町 7-23	22-7758	
国立病院機構　東近江総合医療センター	東近江市五智町 255	22-3030	
東近江敬愛病院	東近江市八日市東本町 8-16	22-2222	
近江八幡市立総合医療センター	近江八幡市土田町1379	33-3151	
湖東記念病院	東近江市平松町2-1	0749-45-5000	
南部流域下水道事務所	草津市矢橋町字帰帆 2108	077-564-1900	077-564-1903
希望が丘文化公園（県広域陸上輸送拠点）	竜王町薬師 1178	077-586-2111	
大津市総務部危機・防災対策課	大津市御陵町 3-1	077-528-2616	077-523-2202
彦根市危機管理課	彦根市元町 4-2	0749-30-6150	0749-23-1777
長浜市防災危機管理局	長浜市八幡東町 632	0749-65-6555	0749-65-8555
東近江市総務部防災危機管理課	東近江市八日市緑町 10-5	24-5617	24-0752
近江八幡市市民部危機管理課	近江八幡市桜宮町 236	33-4192	33-4193
野洲市市民部危機管理課	野洲市小篠原 2100-1	077-587-6089	077-587-4033
湖南市危機管理局危機管理・防災課	湖南市中央一丁目 1 番地	71-2311	72-2000
草津市総合政策部危機管理課	草津市草津 3-13-30	077-561-2325	
守山市総合政策部危機管理局危機管理課	守山市吉身 2-5-22	077-582-1119	
栗東市市民政策部危機管理課	栗東市安養寺 1-13-33	077-551-0109	
高島市政策部機器管理局防災課	高島市新旭町北畑 565	0740-25-8133	
米原市政策推進部防災危機管理課	米原市米原 1016	0749-53-5161	
甲賀市総合政策部危機管理課	甲賀市水口町水口 6053 番地	69-2103	63-4619
日野町総務課	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-6500	
愛荘町くらし安全環境課	愛知郡愛荘町愛知川 72	0749-42-7699	
豊郷町総務課	犬上郡豊郷町石畑 375	0749-35-8111	
甲良町総務課	犬上郡甲良町在士 353-1	0749-38-3311	
多賀町総務課	犬上郡多賀町多賀 324	0749-48-8120	

(5) 報道関係

名称	所在地	電話	ファックス
京都新聞社滋賀本社	大津市京町 4-3-33	077-523-3131	
朝日新聞社大津総局	大津市京町 3-5-12	077-524-6601	077-523-1156
毎日新聞社大津支局	大津市打出浜 3-16	077-524-6655	
読売新聞社大津支局	大津市打出浜 13-1	077-522-6691	077-522-6693
中日新聞社大津支局	大津市中央 4-4-23	077-523-3388	077-524-4447
産経新聞社大津支局	大津市中央 1-3-2	077-522-6628	077-528-2311
日本経済新聞社大津支局	大津市中央 3-1-8	077-522-4455	
共同通信社大津支局	大津市京町 4-3-33	077-522-3762	
時事通信社大津支局	大津市打出浜 2-1	077-522-3915	
日本放送協会大津放送局	大津市打出浜 3-30	077-522-5101	077-521-3089
（株）京都放送滋賀支社	大津市京町 4-3-33	077-522-8317	077-522-8355
びわ湖放送（株）	大津市鶴の里 16-1	077-524-0151	077-524-0167
（株）エフエム滋賀	大津市西の庄 19-10	077-527-0814	077-527-0840

(6) その他防災関係災害連絡窓口

名称	所在地	電話	備考
近畿管区警察局	大阪市中央区谷町 2-1-17	06-6944-1234	
近畿地方整備局　琵琶湖河川事務所	大津市黒津４丁目５－１	077-546-0844	
近畿地方整備局　滋賀国道事務所	大津市竜が丘 4-5	077-523-1741	
近畿財務局　大津財務事務所　総務課	大津市京町 3-1-1	077-522-3765	
近畿厚生局滋賀事務所	大津市末広町 1-1	077-526-8114	
近畿農政局　企画調整室	京都市上京区西洞院通り下長者町下る	075-414-9036	
滋賀農政局滋賀県拠点	大津市京町 3-1-1	077-522-4261	
滋賀森林管理署	大津市瀬田 3-40-18	077-544-3871	
近畿経済産業局　総務課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6001	
中部近畿産業保安監督部近畿支部管理課	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6966-6061	
近畿運輸局　滋賀運輸支局	守山市木浜町 2298-5	077-585-7253	
日本銀行京都支店	京都市中京区河原町通二条下る一之船入町 535	075-212-5151	
大阪空港事務所	豊中市蛍池西町 3-371	06-6843-1121	
彦根地方気象台　防災管理官室	彦根市城町 2-5-25	0749-22-6142	
近畿総合通信局	大阪市中央区大手前 1-5-44	06-6942-8554	
滋賀労働局東近江労働基準監督署	東近江市八日市緑町 8-14	22-0394	
近畿地方環境事務所	大阪市中央区大手前1-17-31	06-4792-0700	
日本年金機構草津年金事務所	草津市西渋川 1-16-35	077-567-1311	

日本赤十字社　滋賀県支部	大津市京町 4-3-38	077-522-6758	
グリーン近江農業協同組合	東近江市八日市町 1-17	25-5100	
竜王町商工会	竜王町小口２０－２	58-1081	
一般社団法人滋賀県医師会	栗東市綣一丁目 10-7	077-514-8711	
近江八幡市蒲生郡医師会	近江八幡市出町 381	33-1921	
滋賀県歯科医師会	大津市京町 4-3-28	077-523-2787	
公益社団法人滋賀県看護協会	草津市大路 2 丁目 11-51	077-564-6468	
一般社団法人滋賀県薬剤師会	草津市笠山 7 丁目 4-52	077-565-3535	
滋賀県病院協会	大津市京町 4 丁目 3-28	077-525-7525	
社会福祉法人滋賀県社会福祉協議会	草津市笠山 7 丁目 8-138	077-567-3920	

１－２　気候の概要

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
気温（℃）	3.1	3.5	7.0	12.4	17.7	21.7	25.7	26.7	22.8	16.7	10.7	5.5	14.5
降水量(mm)	77.7	82.2	105.8	102.9	130.7	181.0	181.7	123.1	167.0	142.0	74.4	72.0	1440.5

注）表中の値は、東近江地域気象観測所の平年値（1991 年～2020 年の 30 年平均値）。
「年」の値は、気温は年平均気温の平年値、降水量は年合計降水量の平均値。

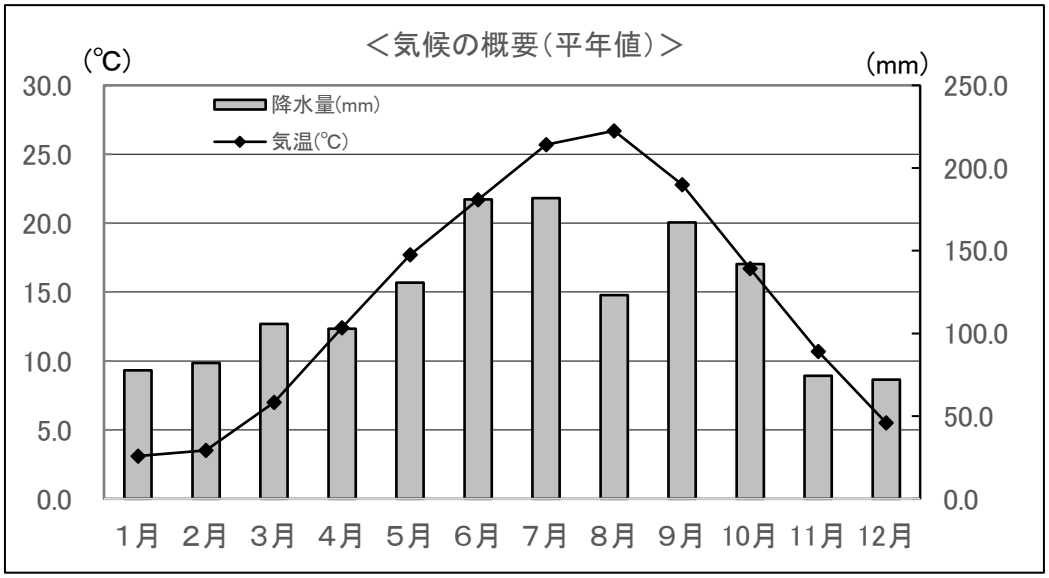

近年月平均気温(℃)［東近江地域気象観測所］

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
平成 25 年	2.5	3.0	7.7	11.7	17.2	22.5	26.7	27.4	22.6	18.5	10.0	5.3	14.6
平成 26 年	2.7	3.4	7.1	12.1	17.7	22.5	25.9	25.9	21.5	16.9	11.2	4.1	14.3
平成 27 年	3.1	4.2	7.6	13.7	19.2	21.1	25.6	26.7	21.3	16.0	12.5	7.3	14.9
平成 28 年	3.9	4.7	8.1	14.0	19.1	21.7	26.0	27.3	23.9	17.9	10.6	6.5	15.3
平成 29 年	2.9	3.1	6.3	12.9	18.8	20.6	26.8	26.8	21.7	16.5	9.5	4.0	14.2
平成 30 年	2.3	2.6	8.8	14.3	18.1	21.9	28.0	27.7	22.2	16.7	11.6	6.7	15.1
令和元年	3.4	5.0	7.9	11.7	18.4	21.9	24.8	27.6	24.8	18.5	11.2	6.7	15.2
令和２年	5.9	5.1	8.8	11.0	18.6	23.2	24.5	28.7	23.8	16.0	11.8	5.4	15.2
令和３年	3.4	5.7	9.6	12.9	17.8	22.2	26.5	26.3	22.8	17.8	10.9	5.8	15.1
令和４年	2.3	2.8	8.4	14.6	17.5	22.9	26.5	27.3	24.2	16.2	12.2	5.0	15.0

近年月合計降水量(mm)［東近江地域気象観測所］

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
平成 25 年	75.0	118.5	71.0	95.5	50.5	185.5	130.5	97.0	322.0	213.0	70.0	72.5	1501.0
平成 26 年	68.0	82.0	162.0	63.0	76.0	63.5	127.5	432.0	96.0	128.5	73.5	122.5	1494.5
平成 27 年	183.0	61.5	150.5	133.0	86.5	214.5	205.5	163.5	216.0	30.0	148.0	84.5	1676.5
平成 28 年	95.5	85.5	76.0	136.5	91.5	255.0	122.5	101.0	273.5	139.5	83.5	91.5	1551.5
平成 29 年	132.0	92.0	87.0	96.0	67.5	142.5	127.5	146.0	112.5	532.5	53.5	44.5	1633.5
平成 30 年	85.0	23.0	122.0	168.0	214.0	184.0	206.5	109.0	313.5	41.0	34.0	86.5	1586.5
令和元年	76.5	47.0	74.0	110.5	72.5	152.5	292.0	192.5	33.0	335.5	35.5	52.5	1474.0
令和２年	68.0	85.0	100.0	150.5	118.5	223.0	293.0	34.0	126.0	249.0	41.5	56.0	1544.5
令和３年	61.0	75.0	110.5	141.0	177.5	107.5	166.0	266.0	167.0	45.5	53.5	124.0	1494.5
令和４年	70.0	37.0	87.5	79.5	91.0	110.0	278.5	251.0	202.0	113.0	77.0	39.5	1436.0

１－３　人口、世帯数の推移

	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	R2
人口（人）	10,396	10,751	12,672	13,650	13,370	13,280	12,916	12,434	11,789
世帯数	2,752	2,720	3,760	3,968	4,029	4,311	4,413	4,266	4,435
世帯人員（人）	3.8	4.0	3.4	3.4	3.3	3.1	2.9	2.9	2.6

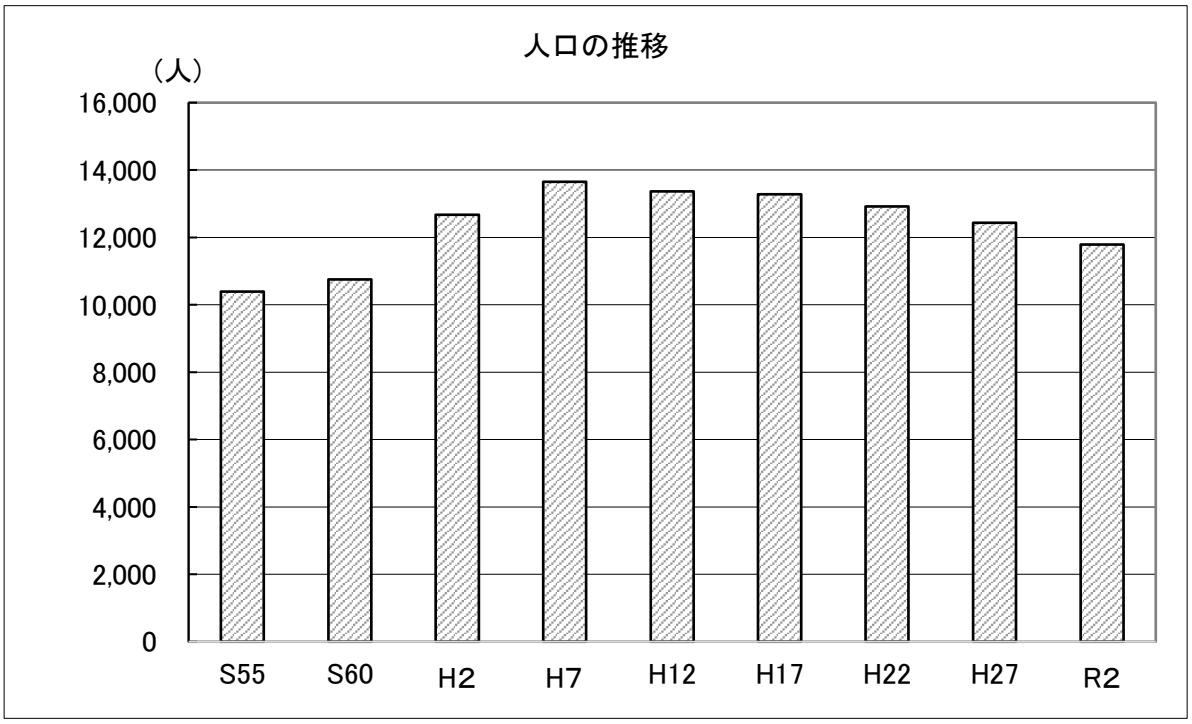

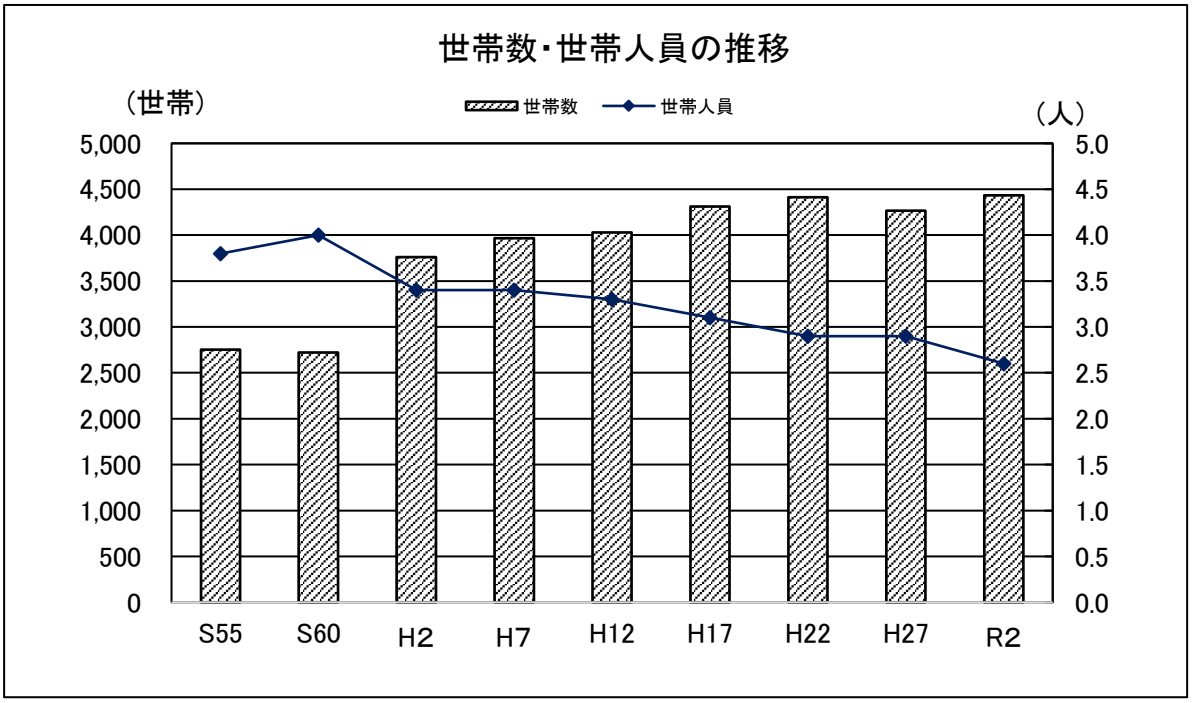

１－４　滋賀県下に影響をおよぼした地震

年月日	地震名	震央			規模M	全体の被害状況等			彦根震度	人的被害及び構造物等の被害
		地名（旧・新）	緯度	経度		人的	家屋	地形・地盤変化		
745.6.5（天平17）		美濃（岐阜県西部）	35.4	136.5	7.9	美濃にて櫓館・正倉・仏寺・堂塔・民家多く倒壊。				震源が近江の国に近く、被害が及んだことが推定される。
976.7.22（貞元１）		山城・近江（京都府南部）	34.9	135.8	6.7以上	宮城諸司・両京屋舎転倒多く、八省院・豊楽院・東寺・西寺・極楽寺・円覚寺・清水寺等転倒。死者50人以上。				近江国分寺の大門倒れ、仁王像破損。関寺（大津市）の大仏破損。国府庁以下雑屋30余倒れる。
1185.8.13（文治１）		近江・山城・大和（滋賀県中部）	35.0	135.8	7.4	京都の震害特に大。中でも白河辺の被害大きく、法勝寺の九重塔大破し倒壊同様。死者多く宇治橋落ちる。		琵琶湖の水、北流し水減ず。		近江で田３町（約３ha）地裂け湍となる。比叡山の諸建物倒壊や傾斜多し、三井寺・醍醐寺等にも被害。
1325.12.5（正中２）		近江北部・若狭（福井県南部）	35.6	136.1	6.5	敦賀・気比神社倒壊す。		琵琶湖北方に山崩れ。柳ヶ瀬断層		近江竹生島の一部崩れて湖水に没す。
1586.1.18（天正13）		畿内・東海・東山・北陸諸道（福井県東部）	36.0	136.9	7.8	飛騨白川谷にて東海・埋没死者300人余。美濃、大垣、尾張、長島、三河岡崎、近江長浜被害甚大。家屋倒半壊400。越中木船城潰れる。		飛騨白川谷の保木脇で大山崩れ。帰雲山城埋没し、多数（300余）圧死。		近江長浜で被害甚大、圧死者数十人。長浜城主山内一豊の幼女が圧死する。
1596.9.5（慶長１）	慶長伏見地震	京都及び畿内（京都府南部）	34.8	135.6	7 1/2	東寺・天竜寺・二尊院・大覚寺倒る、民家多く潰れる。伏見城天守大破伏見城中の死者573。堺死者600余。				近江栗太郡葉山村で家屋全壊。死者多数。
1662.6.16（寛文２）		山城・大和・河内・和泉・摂津（滋賀県西部）	35.2	136	7 1/4～7.6	死者全体880余、家壊4,500、畿内、東海道、東山道所々の城崩れる。京都死者200余、壊家1000。		近江比良岳付近山崩れ。琵琶湖西岸で沿岸沈む。琵琶湖西岸断層帯及び三方・花折断層帯北部		滋賀唐崎高島両郡にて壊家1,570、死者大溝(37)、彦根(30余)、榎村(300余)、戸川村（260余）家屋全壊3,600以上。
1707.10.28（宝永４）	宝永地震（我が国最大級の地震）	東海・畿内・南海及び東山・西海諸道	33.2	135.9	8.4	死者多し、20,000余壊家多し、流失20,000、壊家60,000		津波は伊豆半島から九州に至る太平洋沿岸。土佐にてその高さ20m余、土佐西南部所々陥没、東南部隆起。		死者１人、家屋全壊80。
1819.8.2（文政２）		伊勢・美濃・近江（滋賀県中部）	35.2	136.3	7 1/4	木曽川下流では香取（多度町）で40軒が全壊、金廻では海寿寺が潰れて圧死70、負傷者300余。琵琶湖東岸を中心に、家屋全壊多数。		多賀断層系（百済寺断層）		近江八幡で壊家82、半壊160。死者５。琵琶湖の西北岸被害大。酒波では林２反が位置を変えた。甘呂（彦根の西）では105軒中70余潰れる。彦根では城の石垣崩れ水口では城など小破。

年月日	地震名	震央			規模M	全体の被害状況等			彦根震度	人的被害及び構造物等の被害
		地名（旧・新）	緯度	経度		人的	家屋	地形・地盤変化		
1830.8.19（天保1）		京都及び隣国（京都府南部）	35.1	135.6	6.5	京都の死者280 負傷者1,300。		二条城本丸大破。		大津で死者1、負傷者2、家屋全壊6。
1854.7.9（安政1）		伊賀・伊勢・大和・及び隣国（三重県西部）	34.8	136.0	7 1/4	奈良壊家700～800。死者280、負傷者300。死者1,308、全壊家5,787。				膳所壊家96、半壊228、死者8、負傷者24。水口壊家181、半壊479、死者9、負傷者15。
1854.12.23（安政1）	安政東海地震	東海道・東山・南海諸道（東海道沖）	34.0	137.8	8.4	死者2,658。家屋全壊・流失5,093。被害区域は関東から近畿に及ぶ。		津波は房総から土佐の沿岸を襲う。下田840軒流失全壊。尾鷲戸数959中661流失、波高6m。		彦根壊家140、半壊250。
1854.12.24（安政1）	安政南海地震	畿内・東海・東山・北陸・南海・山陰・山陽道	33.0	135.0	8.4	前の地震の32時間後に発生、震害や津波の様子の区別つかず和歌山領で全潰・破損家18,086、流失8,496、焼失24、流死699、山崩れ216ヶ所。		津波は、串本で15m、古座で9m、牟岐で9mなど。		
1891.10.28（明治24）	濃尾地震（内陸地震では最大級）	岐阜県南西部	35.6	136.6	8.0	死者7,273、負傷者17,175。全壊142,177、半壊80,324		山崩れ、陥没、地割れ、噴砂等の地変が美濃の山地や田畑に多数見られた。美濃国大野・本巣両郡に跨る根尾谷近傍で、根尾谷断層を生じた。	5～6推定	＊死者6 ＊負傷者47 ＊家屋全壊404 ＊家屋半壊776 ＊道路破損47 ＊橋梁損落7 ＊堤防決壊177 ＊山崩れ1
1899.3.7（明治32）	紀和地震（大和地震）	紀伊半島南東部	34.1	136.1	7.0	死者7、負傷者62。全壊35、半壊40。		奈良県吉野郡南部では山岳の崩壊、地面の亀裂などが甚だしかった。	5	＊家屋全壊1 ＊半壊2 ＊破損149 ＊非住家破損305 ＊神社寺等破損43
1909.8.14（明治42）	江濃（姉川）地震	滋賀・岐阜県境	35.4	136.3	6.8	死者41 負傷者784	全壊　2,243 半壊　6,123	姉川尻で泥水が6個の穴から高さ2.5mまで噴出した。姉川河口の琵琶湖では高さ1.8mの波が押し寄せた。柳ヶ瀬断層の南端	6	死者35、負傷者643、家屋全壊2,192、家屋半壊5,985、家屋破損658、堤防破損4,419、道路破損1,585、橋梁破損1,585。
1923.9.1（大正12）	関東大地震	相模湾	35.1	139.5	7.9	死者 99,331 不明者 43,476 負傷者 103,733	全壊 128,266 半壊 126,233 焼失 447,128	小田原付近から南東に房総半島先端に至る地域が最大2.5m隆起す。東京から西の甲府に至る側線上には沈降が見られ最大56cmに達す。	4	＊＊彦根市内では人畜に死傷なく、家屋にも記すべき被害はなかったが、所々で古い壁が落ちたり、振り子時計が停止した。

年月日	地震名	震央			規模M	全体の被害状況等			彦根震度	人的被害及び構造物等の被害
		地　名 (旧・新)	緯度	経度		人的	家屋	地形・地盤変化		
1927.3.7 (昭和2)	北丹後地震	京都府南部	35.5	135.2	7.3	死者2,925 負傷者 7,806	全壊 12,584 半壊 10,886 全焼8,287	＊＊与謝半島一帯で被害が特に著しく、郷村及び山田に断層を生じた。	4	＊＊彦根市内：時計が止まる。電燈電話線の切断、壁に亀裂。湖南・大津等で壁に亀裂。石灯籠転倒。
1944.12.7 (昭和19)	東南海地震	紀伊半島南東沖	33.8	136.6	7.9	死者871 負傷者 1,859	全壊 30,288 半壊49,049	津波が伊豆半島から紀伊半島の間を襲った。紀伊半島東部の海岸は、30～40cm沈降したらしい。	5	＊負傷者1、＊家屋全壊16、＊家屋半壊33、＊工場全壊3、＊工場破損 13、＊煙突倒壊数カ所
1946.12.21 (昭和21)	南海地震	紀伊半島南方沖	33.0	135.6	8.0	死者1,330 不明者 113 負傷者 3,842	全壊 11,661 半壊 23,566 焼失2,598	津波は、房総半島から九州に至る沿岸を襲った。室戸岬1.27m・潮岬0.7m 隆起し、高知・須崎で1.2m 沈降した。	5	死者3、負傷者1、家屋全壊 9、家屋半壊23、堤防損壊1、＊彦根地方：死者2、家屋全壊2、家屋半壊3、納屋全壊1
1948.6.28 (昭和23)	福井地震	福井県中部	36.2	136.2	7.1	死者3,769 負傷者 22,203	全壊 36,184 半壊 11,816 焼失3,851	北北西～南南東の方向の断層が福井平野の東に見いだされる。断層は左ずれで、西側が南に最大約２m ずれる。	4	＊彦根地方：民家全壊1　石灯籠転倒＊近江八幡地方：時計が止まり、壁が落ち、ガラス戸の破損あり。
1952.7.18 (昭和27)	吉野地震	奈良県中部	34.5	135.8	6.8	死者9 負傷者 136	全壊20 半壊26	＊＊吉野川流域で被害が多かった	4	＊死者1、負傷者13、＊家屋全壊6、家屋半壊 6＊家屋一部損壊244、　道路損壊3
1995.1.17 (平成7)	兵庫県南部地震	淡路島	34.6	135.0	7.2	死者6,433 不明者3 負傷者 43,792	全壊 104,906 半壊 144,274 一部損壊 263,702	淡路島の北部の一部地域から神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市にかけての帯状の地域では、震度7であった	5	重傷者1、 軽傷者8 家屋一部損壊91 非住家・公共施設11 その他の建築物20
2004.9.5 (平成16)	紀伊半島南東沖地震	三重県南東沖	33.8	137.8	7.4	負傷者36		津波は千葉県から高知県までの太平洋沿岸及び伊豆諸島、小笠原諸島で観測された。	4	負傷者1

（注）1891 年濃尾地震における震度は、彦根地方気象台（旧測候所）開設前のため推定

［参考文献］新編日本被害地震総覧　1988（昭和 63）年２月東京大学出版会
日本の地震活動　1997（平成９）年 10 月総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会
震　　央：「近畿・中国・四国の有感地震」1990（平成２）年３月大阪管区気象台
被害状況：＊印　府県別地震、津波被害年表　1987（昭和 63）年３月大阪管区気象台
＊＊印　滋賀県災害誌　1966（昭和 41）年３月彦根地方気象台、滋賀県防災気象連絡会

１－５　水防倉庫

倉庫名称	河川名	所在地
西部地区水防倉庫	祖父川	竜王町岡屋
防災センター水防倉庫	日野川	竜王町小口
コミュニティー水防倉庫	祖父川	竜王町鵜川
山之上水防倉庫	日野川	竜王町山之上
北東部地区水防倉庫	日野川	竜王町弓削

（出典：竜王町資料）

１－６　水防用資材

品　目	数 量	摘　要	品　目	数 量	摘　要
土のう袋類	2,000 枚		スコップ	25 丁	
ビニールシート	160 枚		掛矢	6 丁	
杉丸田４ｍ末口 10 ㎝	50 本		鋼ハンマー	6 丁	
杉丸田３ｍ末口 10 ㎝	50 本		両つるはし	5 丁	
杉丸田２ｍ末口 10 ㎝	100 本		斧	5 丁	
本杭	50 本	1.2×0.1m	鋸（大小）	各 3 丁	
縄（ロープ）	40 玉	４分、12 ㎏	木鎌	6 丁	
鉄線	20 ㎏	＃8	片手ハンマー	10 丁	
ペンチ	5 丁		一輪車	2 台	
クリッパー	2 丁		ロープ（命綱）	10 本	
投光器	17 台		チェーンソー	9 台	
鋼杭	50 本				

（出典：竜王町水防計画書　R5.6）

１－７　水位観測所

河　川　名	観測所名	位　　置
祖　父　川	鵜　川　橋	竜王町大字鵜川　鵜川橋下流左岸
水防団待機水位（待機水位）		氾濫注意水位（警戒水位）
１.２０ｍ		１.５０ｍ

河　川　名	観測所名	位　　置	
日　野　川	安　吉　橋	竜王町大字弓削　安吉橋下流右岸	
水防団待機水位 （待機水位）	氾濫注意水位 （警戒水位）	避難判断水位 （特別警戒水位）	氾濫危険水位 （危険水位）
１.８０ｍ	２．７０ｍ	３．４０ｍ	４．１０ｍ

１－８　水防区域および危険箇所図

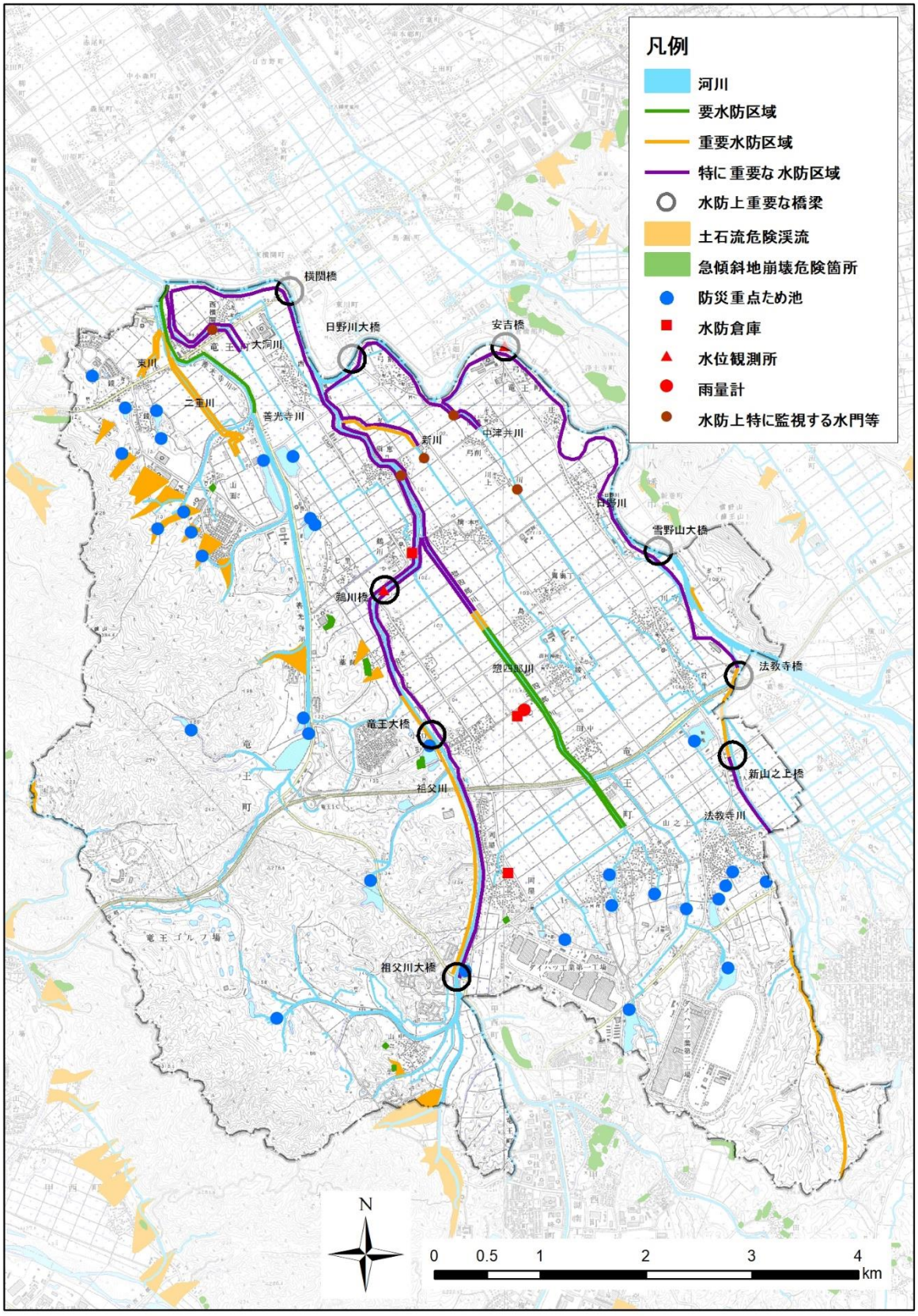

１－９　浸水危険情報図

(1) 日野川洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

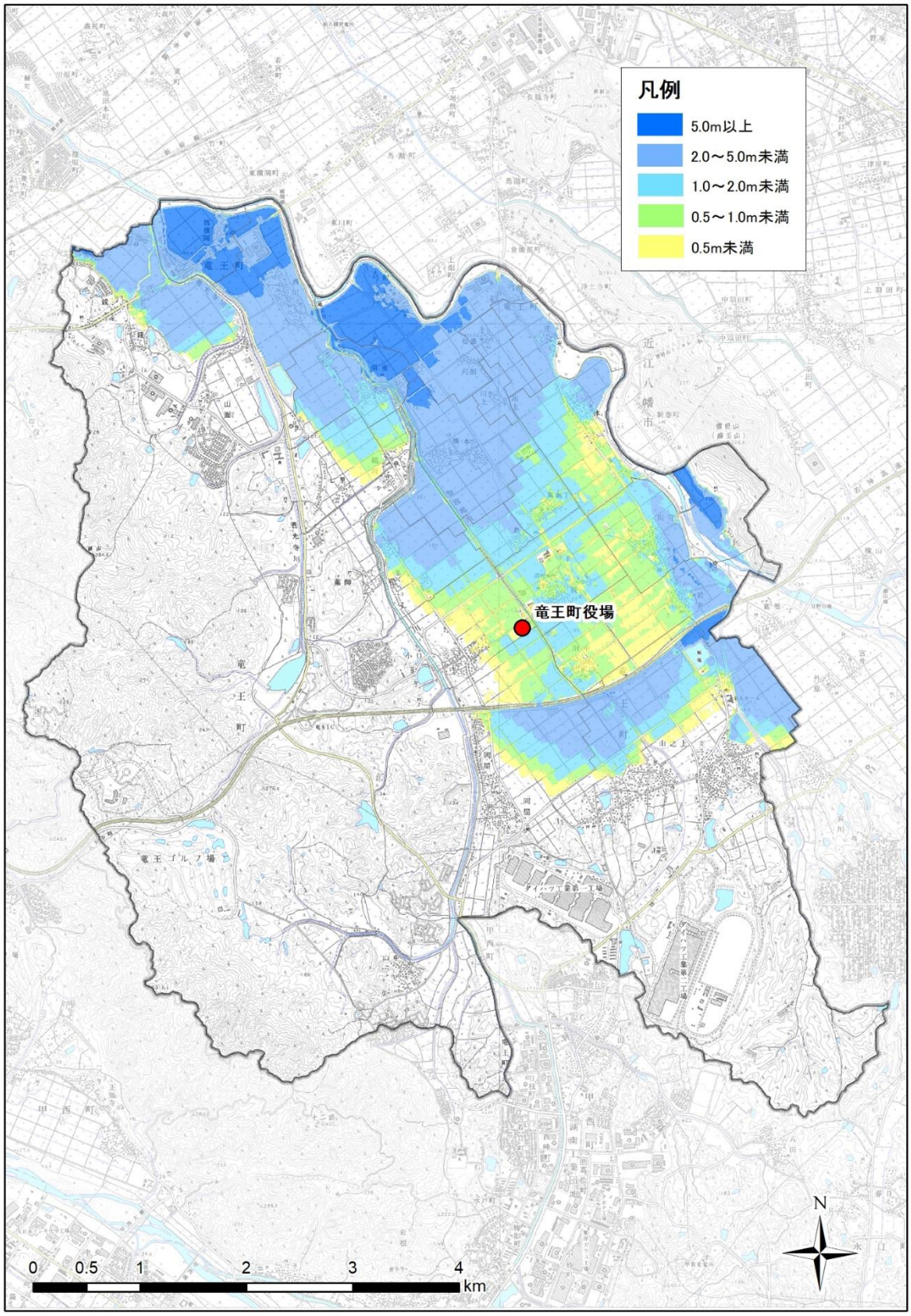

(2) 地先の安全度マップ（1/200）

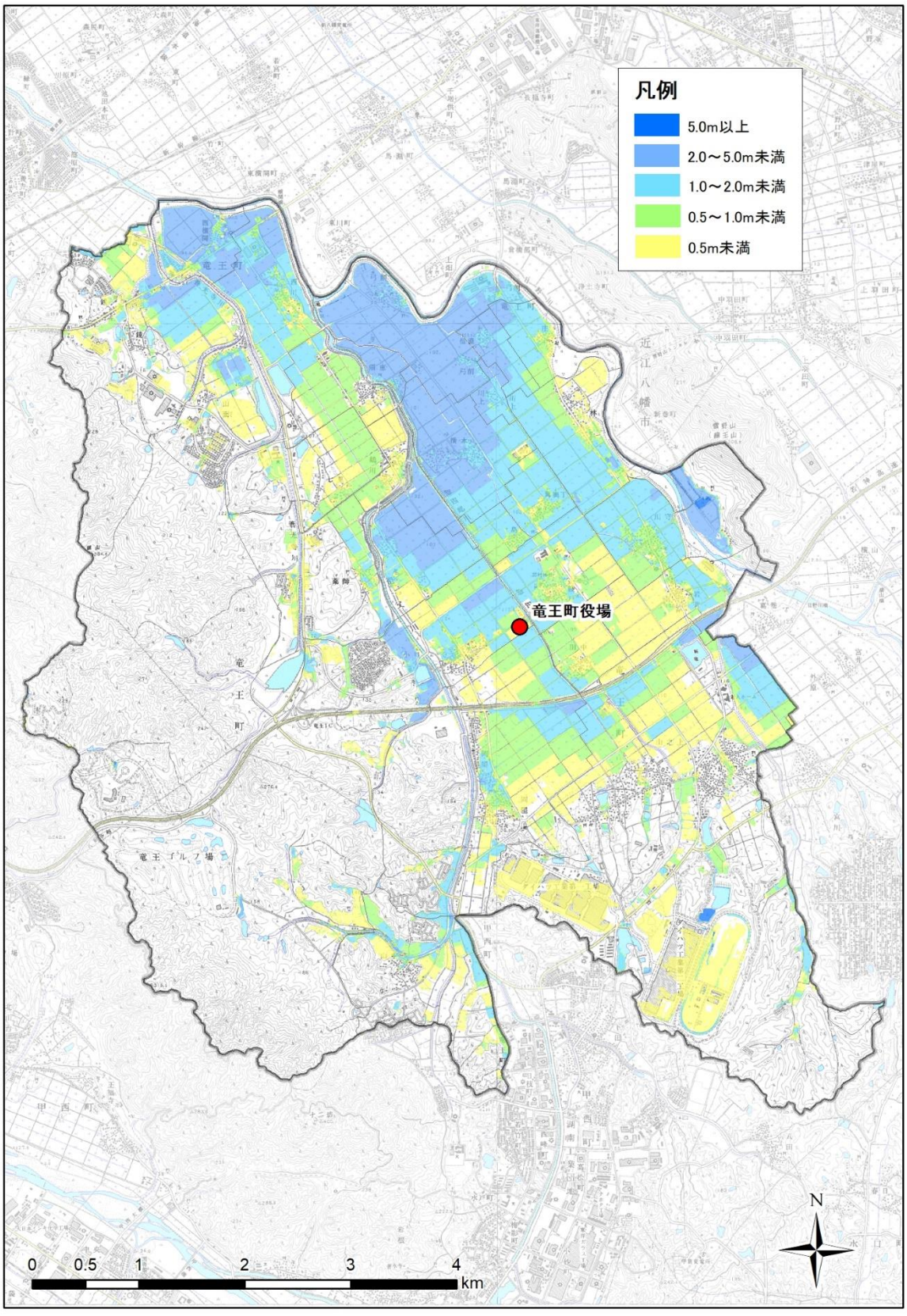

１－10　土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

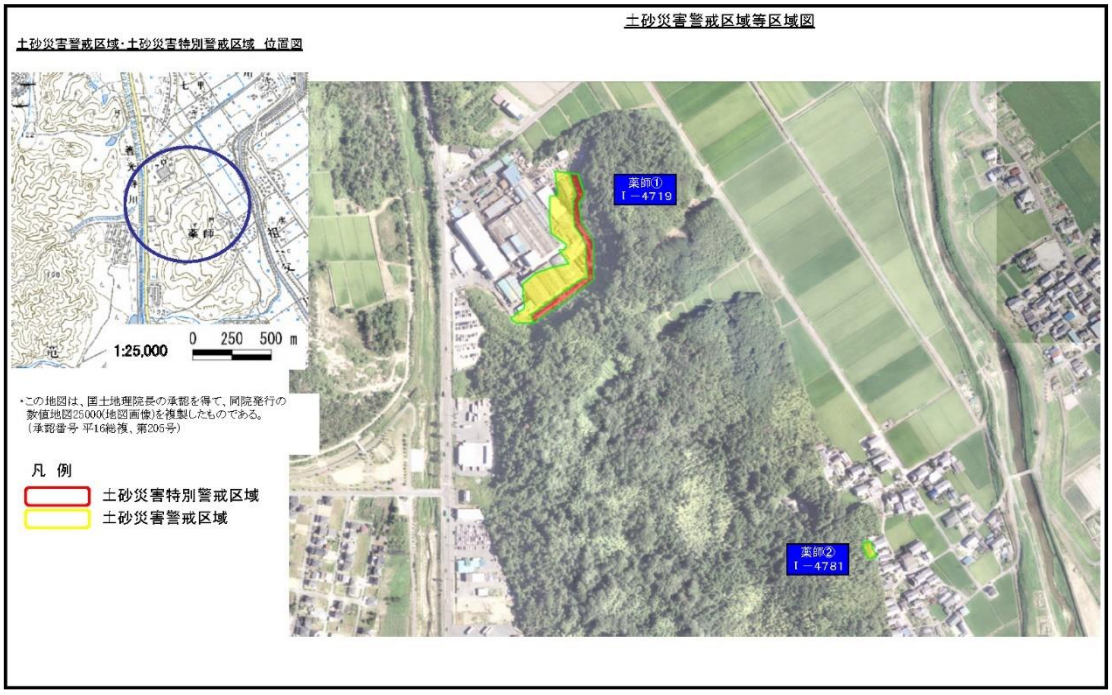

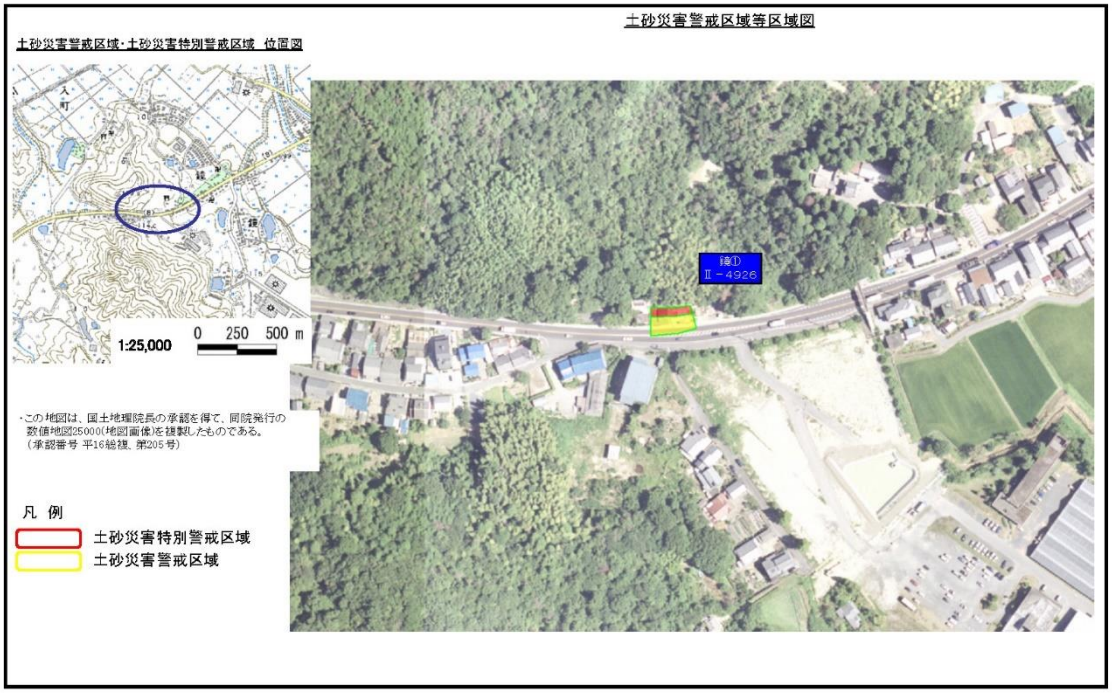

土砂災害警戒区域等区域図

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　位置図

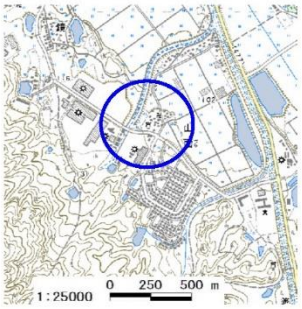

・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の2万5千分の1地形図を複製したものである。
（承認番号　平16総複、第205号）

凡　例
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式　2

調書作成日	平成20年1月31日

箇所番号	Ⅱ-4762	箇所名	岡屋	所在地	浦生郡竜王町岡屋

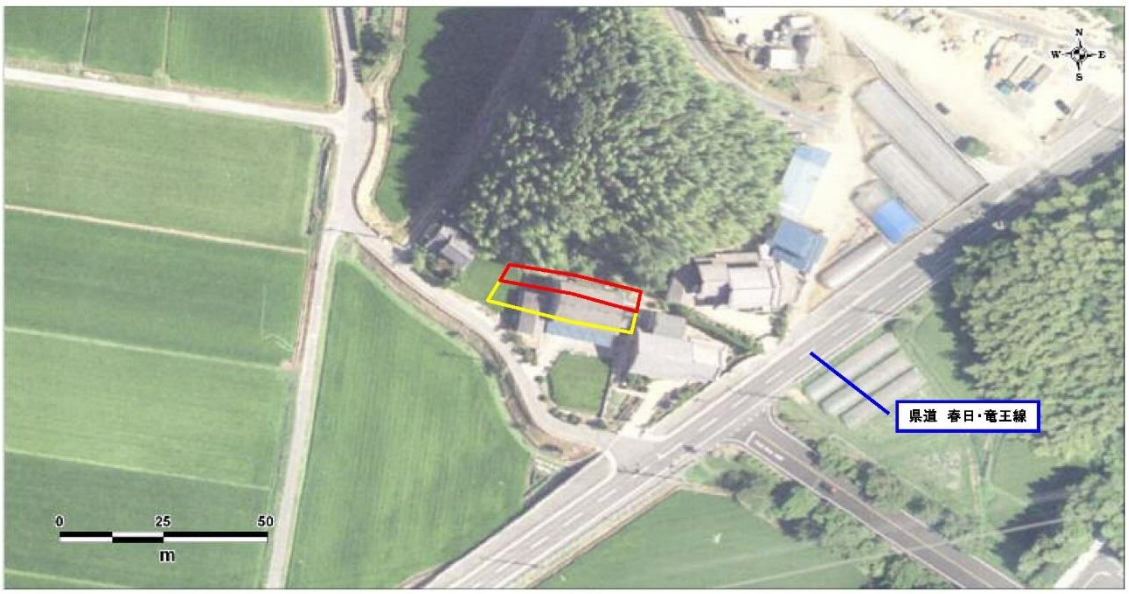

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式 2

調書作成日	平成20年1月31日

箇所番号	I -4783	箇所名	小口②	所在地	蒲生郡竜王町小口

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4300	箇所名	鏡(2)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4301	箇所名	山面(1)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山面

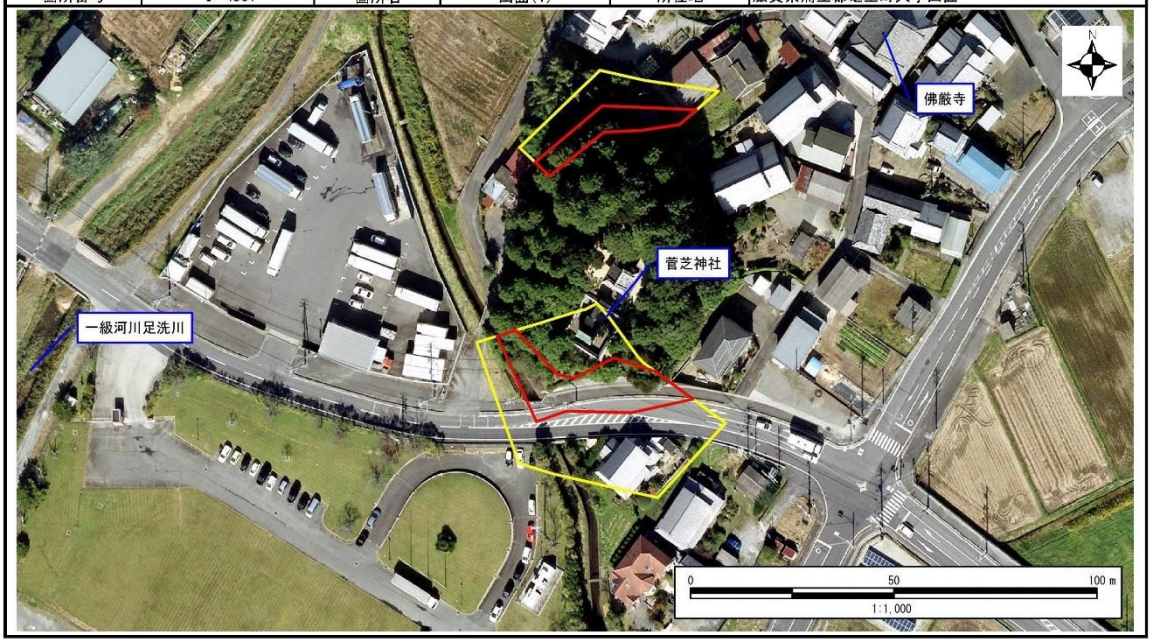

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4304	箇所名	薬師(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

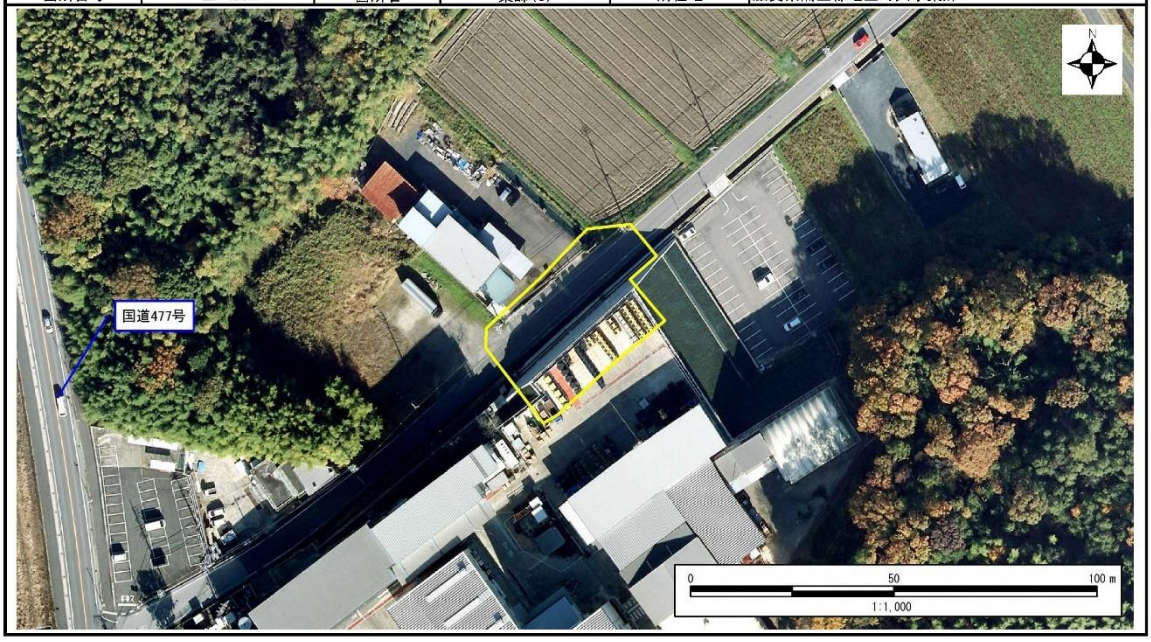

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4306	箇所名	薬師(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

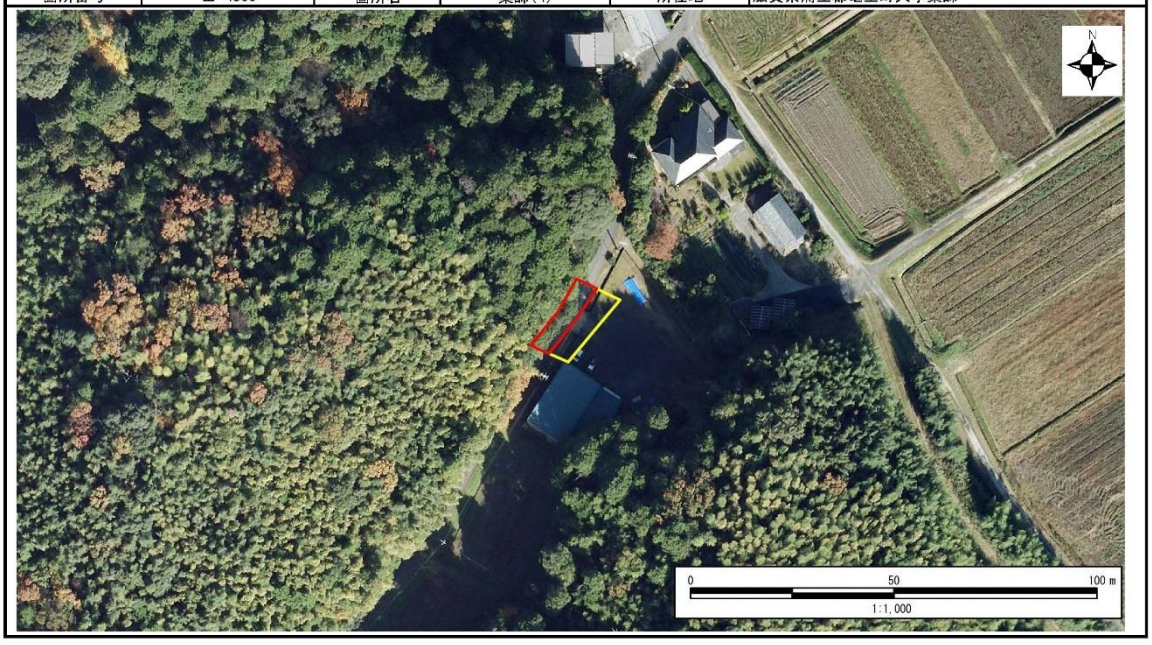

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4329	箇所名	薬師(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4308	箇所名	小口(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

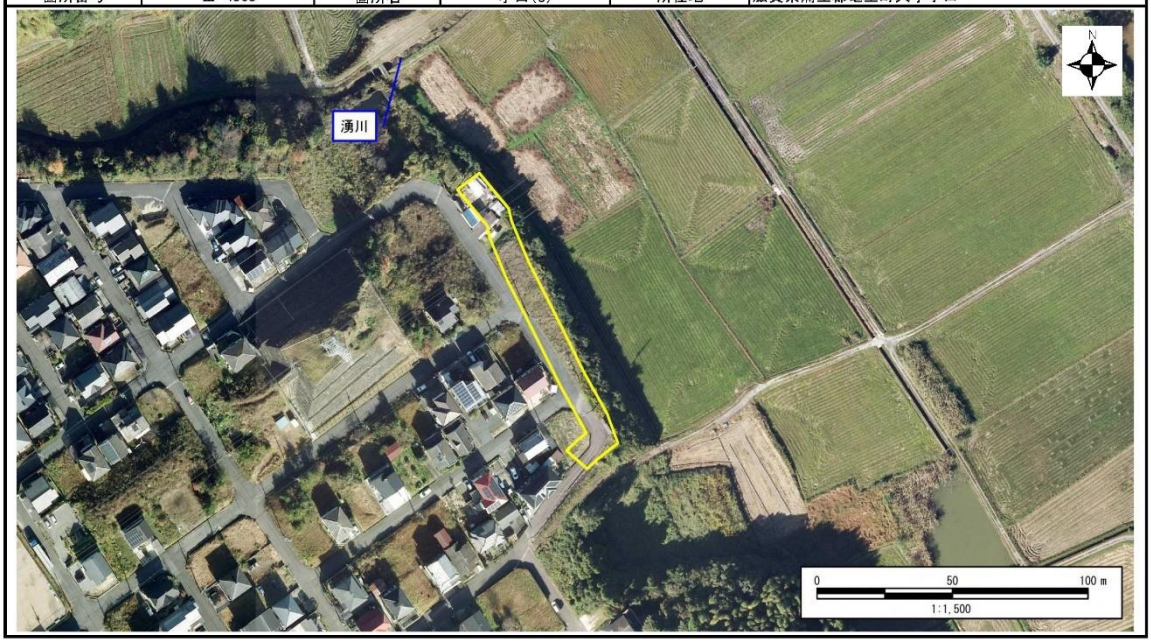

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅱ-4316	箇所名	小口(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅱ-4315	箇所名	小口(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

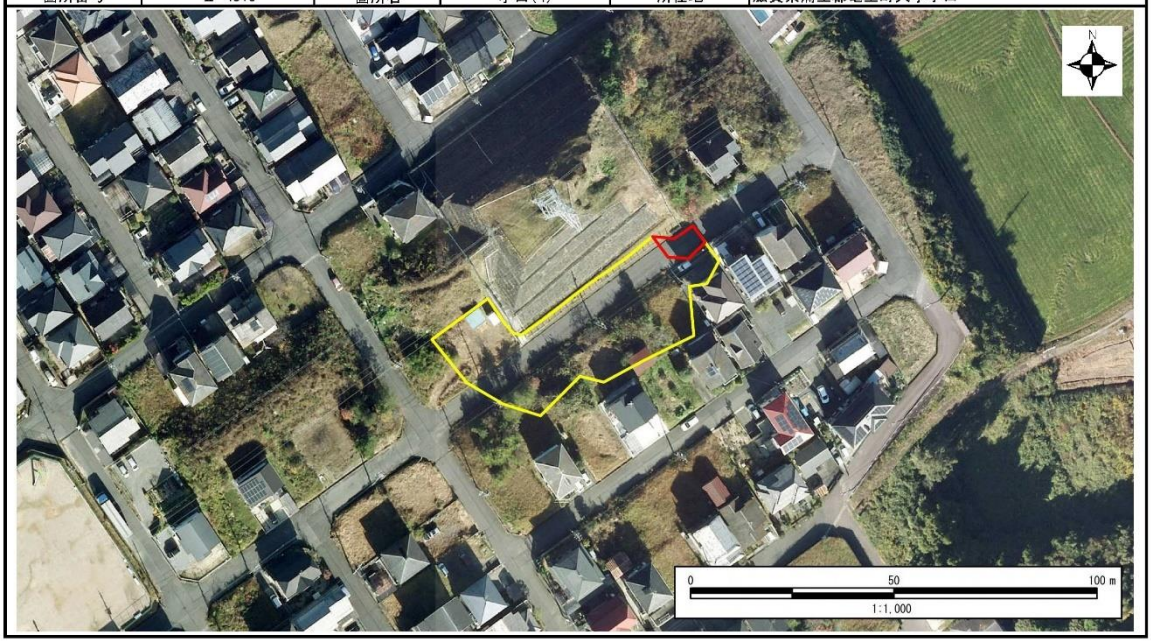

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4323	箇所名	小口(6)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4327	箇所名	小口(7)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

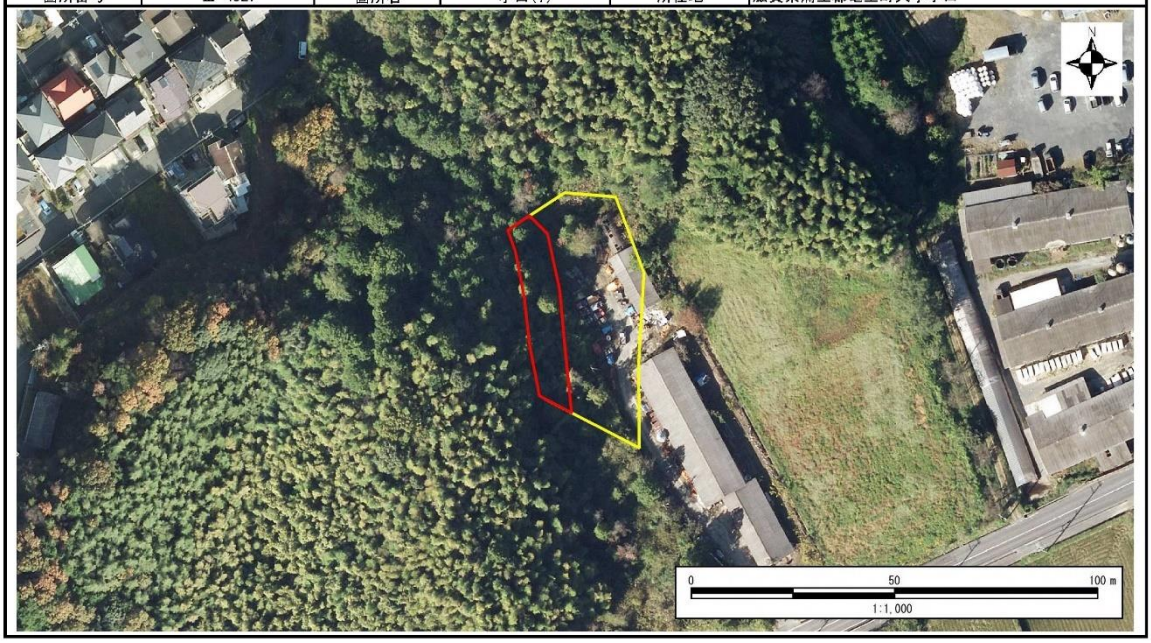

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4328	箇所名	小口(8)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

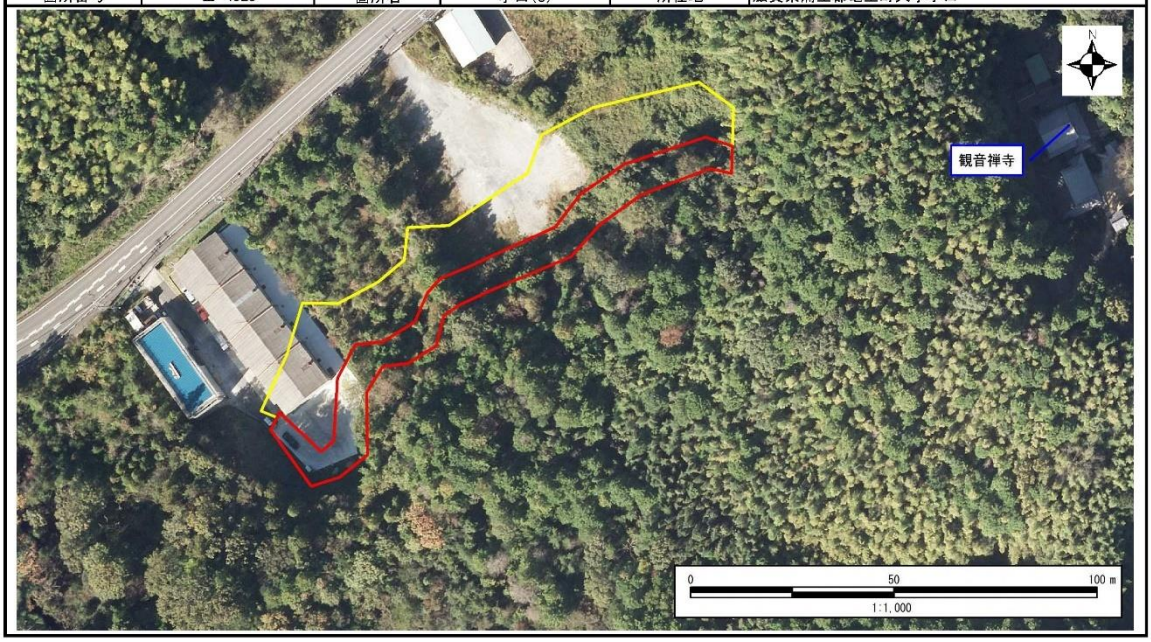

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4351	箇所名	小口(9)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

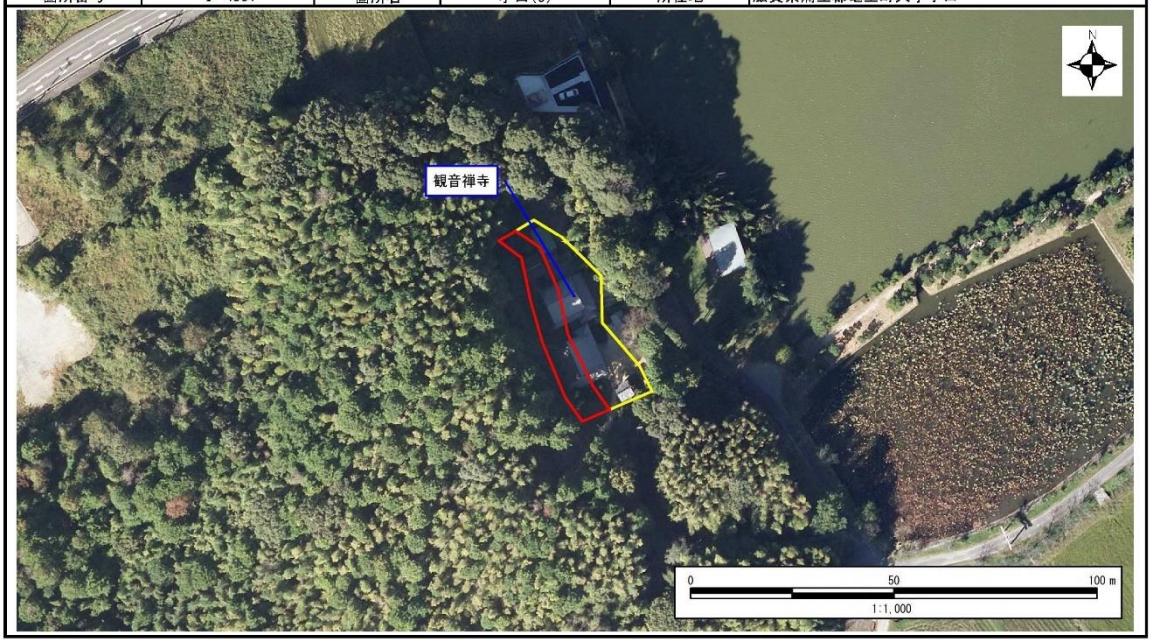

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4332	箇所名	山中(6)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

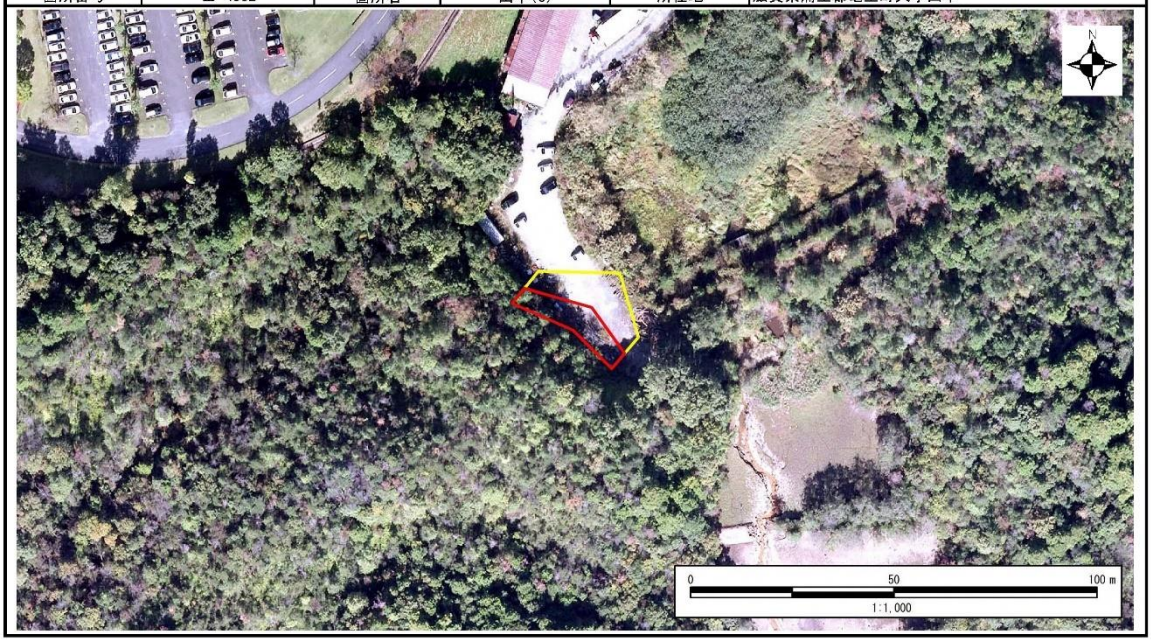

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4352	箇所名	小口(10)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字小口

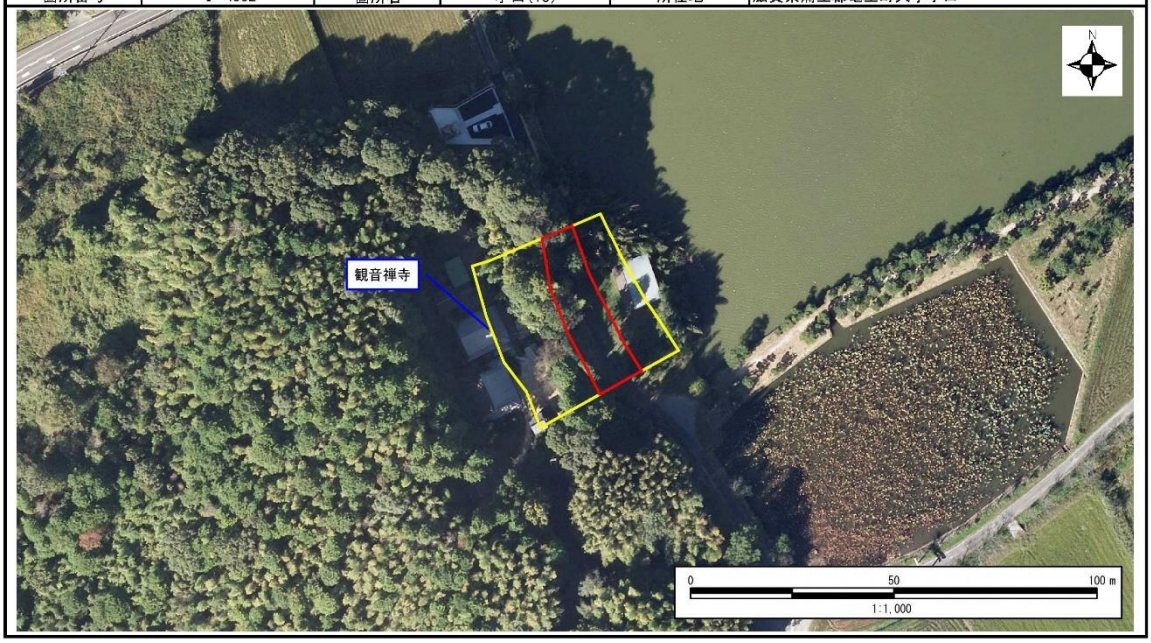

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅱ-4338	箇所名	山中(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4333	箇所名	山中(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅰ-4341	箇所名	山中(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

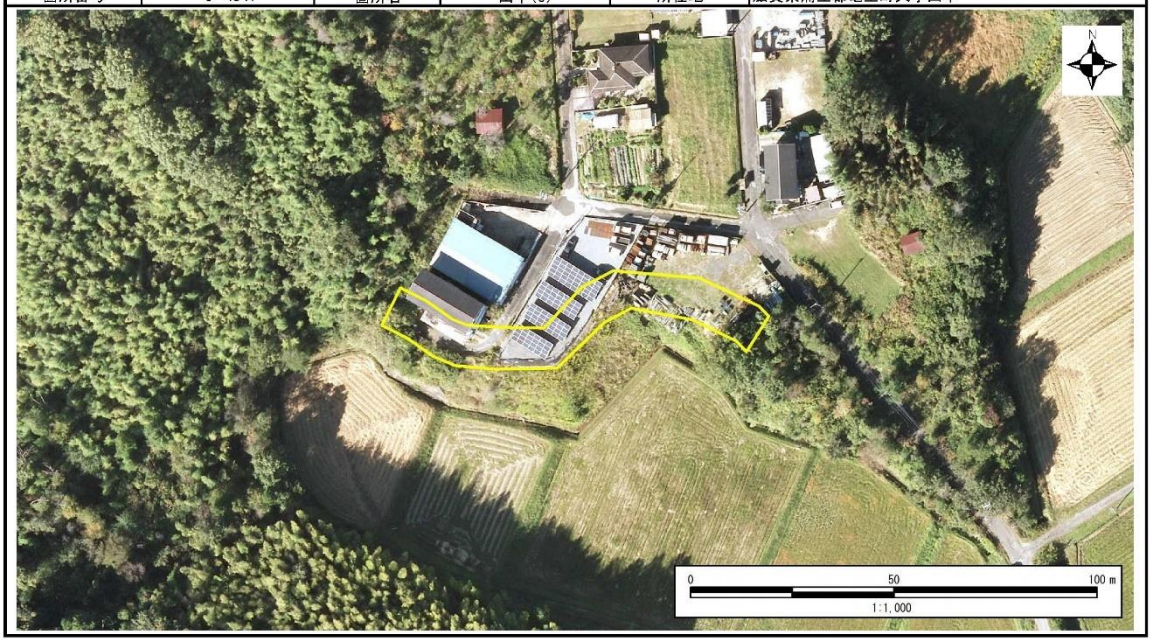

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4343	箇所名	山之上(1)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

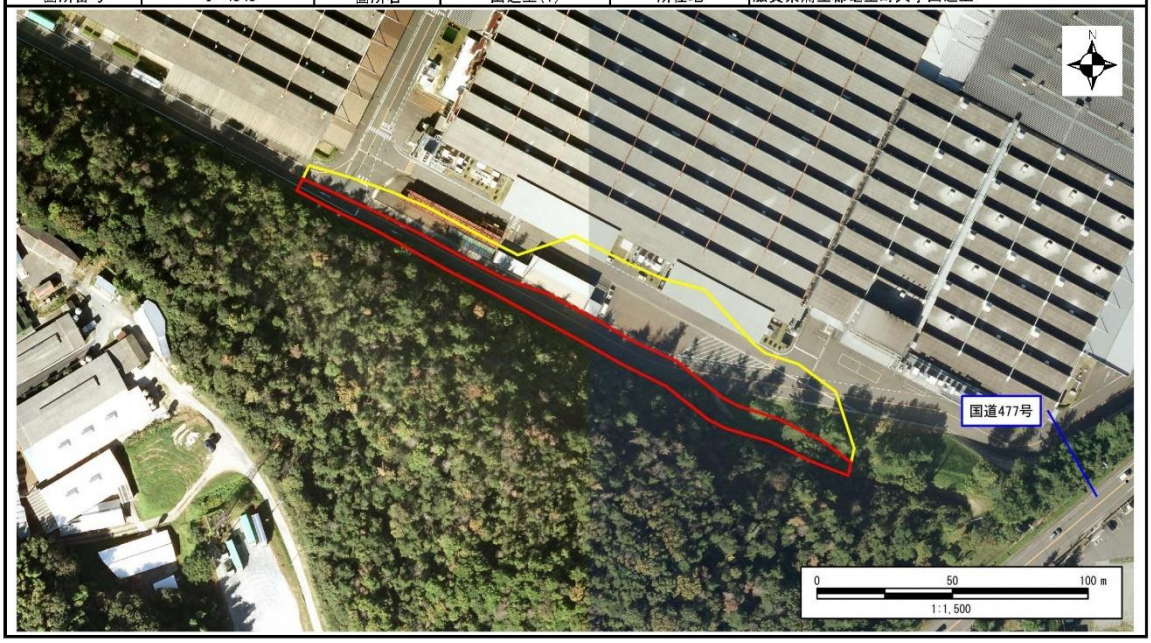

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4345	箇所名	山之上(2)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4347	箇所名	山之上(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

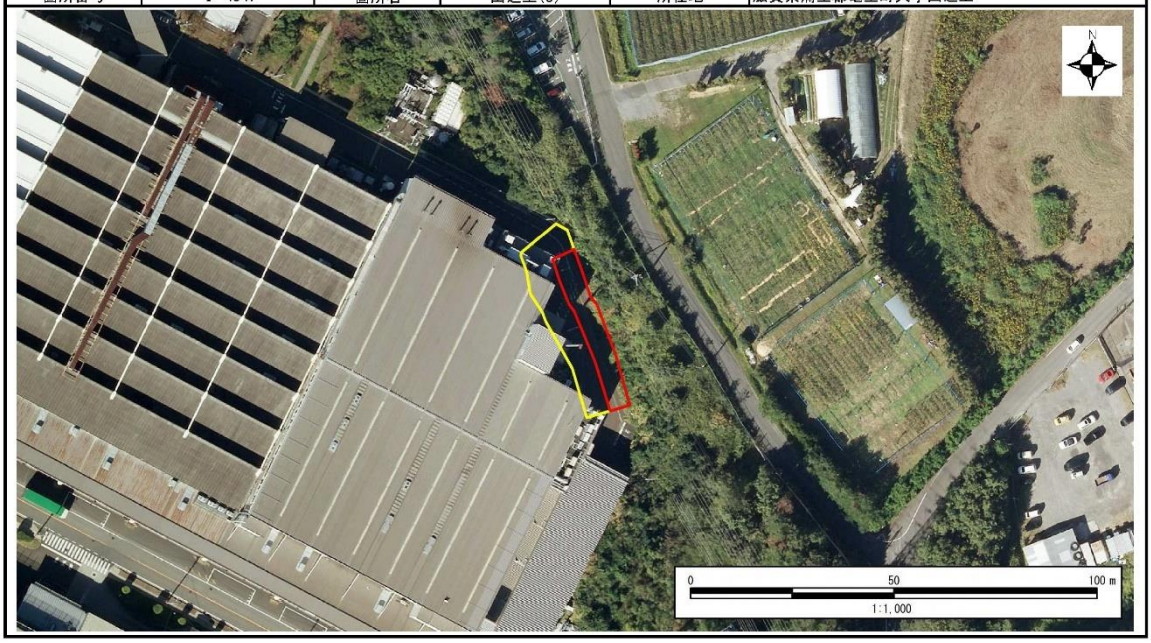

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	I -4348	箇所名	山之上(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

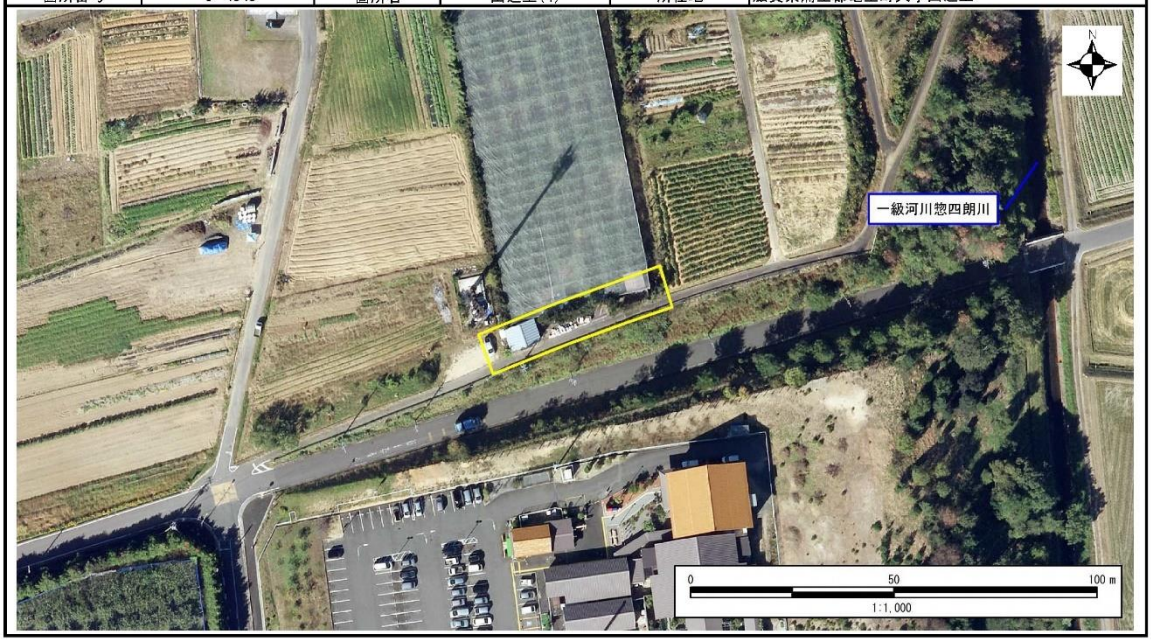

土砂災害警戒区域等設定図（オルソ画像）

様式 2

調書作成日	令和2年1月17日

箇所番号	Ⅲ-4350	箇所名	山之上(5)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山之上

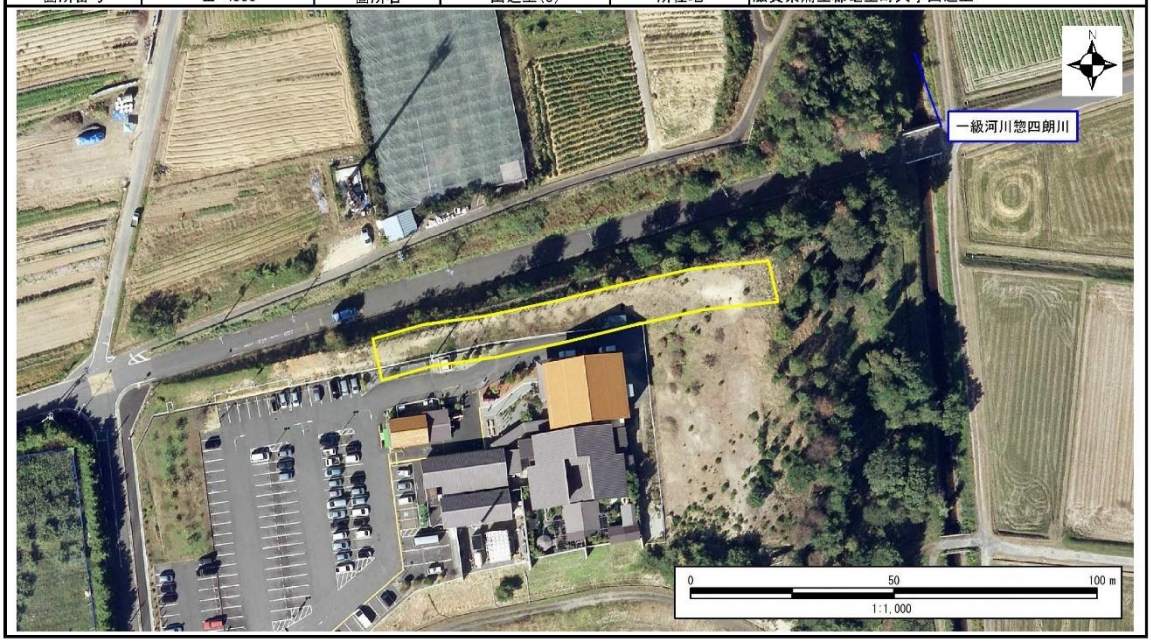

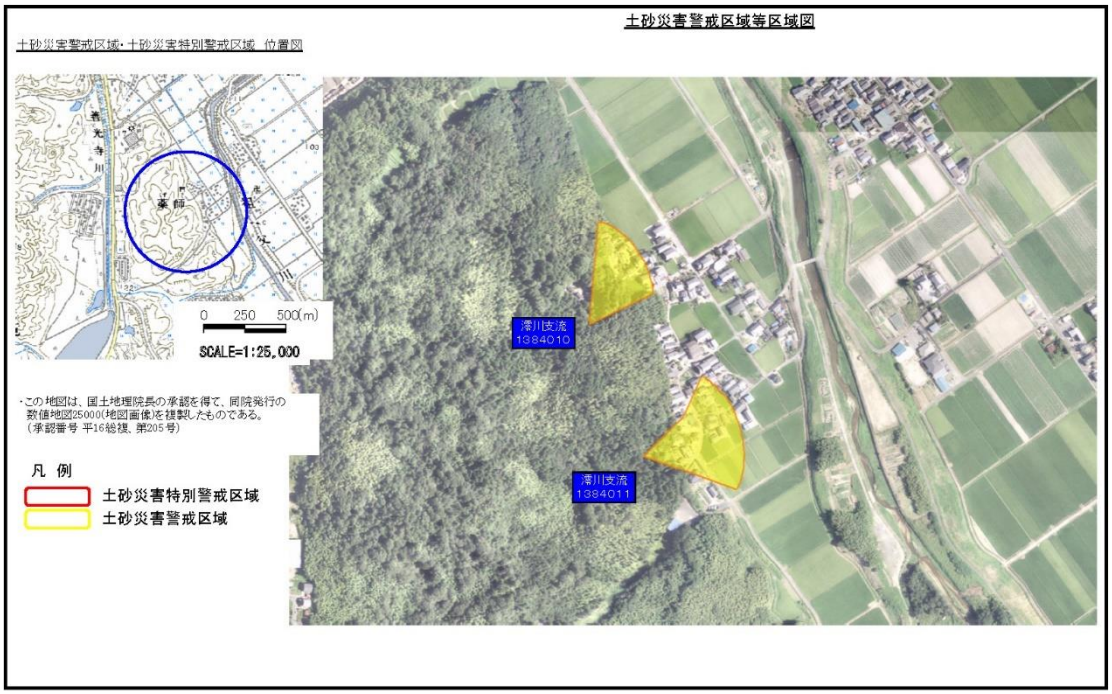

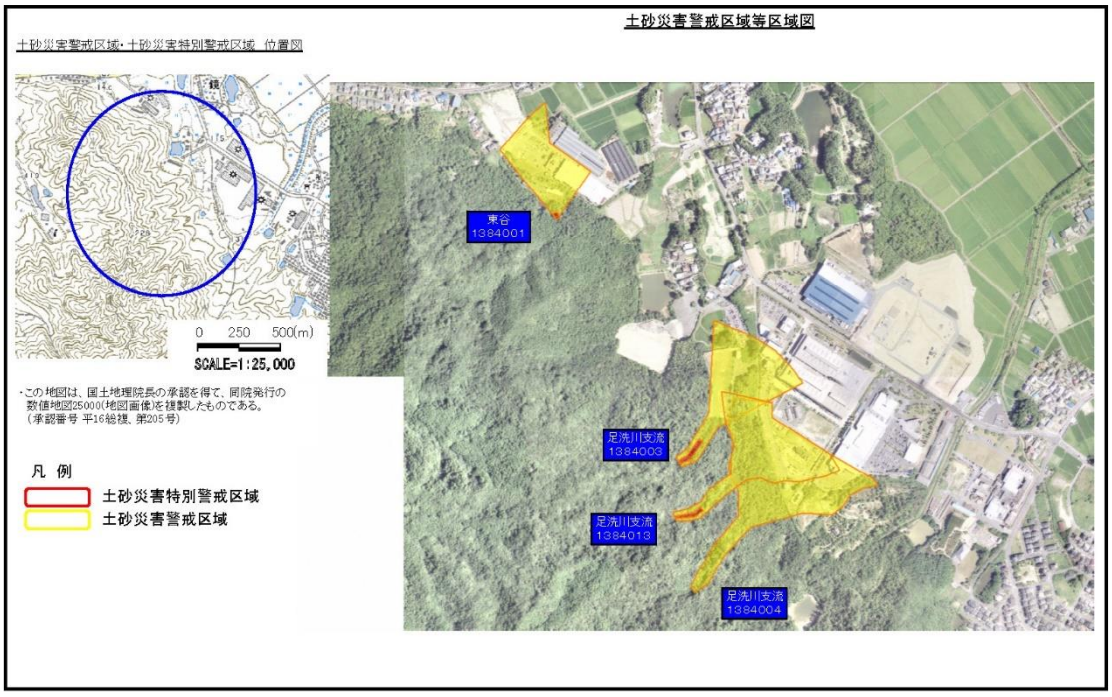
土砂災害警戒区域等区域図
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域　位置図
0　250　500(m)
SCALE=1:25,000
・この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の
数値地図25000(地図画像)を複製したものである。
（承認番号 平16総複、第205号）
凡　例
土砂災害特別警戒区域
土砂災害警戒区域
東谷
1384001
足洗川支流
1384003
足洗川支流
1384013
足洗川支流
1384004

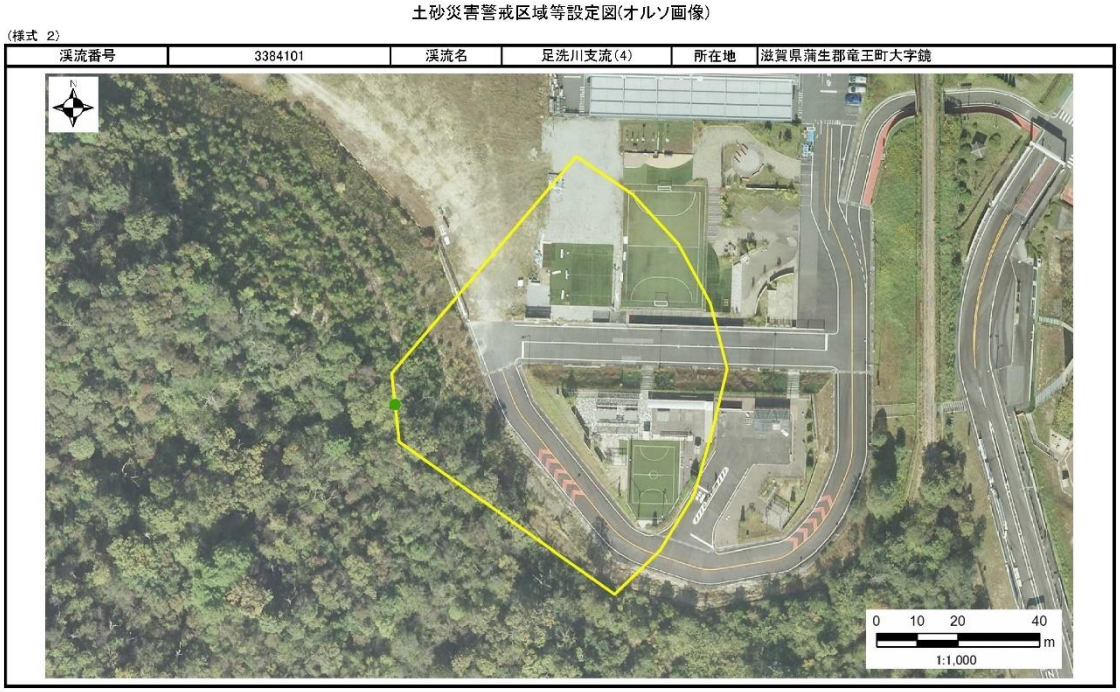
土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)
(様式 2)
渓流番号
3384101
渓流名
足洗川支流(4)
所在地
滋賀県蒲生郡竜王町大字鏡
0　10　20　40
m
1:1,000

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	1384102	渓流名	前川支流	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山面

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384103	渓流名	善光寺川支流(1)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384104	渓流名	善光寺川支流(2)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384105	渓流名	善光寺川支流(3)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

出典：滋賀県ホームページ

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	3384106	渓流名	善光寺川支流(4)	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字薬師

土砂災害警戒区域等設定図(オルソ画像)

(様式 2)

渓流番号	1384111	渓流名	嶽川支流	所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字山中

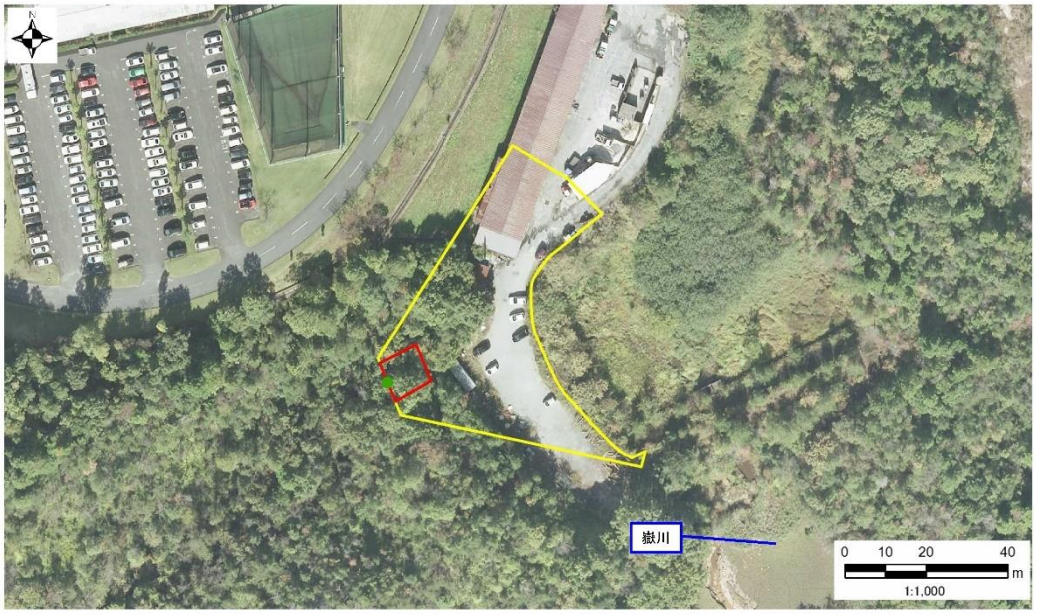

土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定箇所　　（箇所数）

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土　　石　　流	１３	８
急傾斜地の崩壊	２８	２１
計	４１	２９

（令和２年１０月現在　公表分）

１－11　消防用車両等の状況

消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	防災指揮車
４台	２台	３２台	１台

（令和４年消防年報）

１－12　消防団等の状況

消防団	女性消防隊	団員数　188 人 （条例定数　192 人）
３分団１４班	1	

（令和４年消防年報）

１－13　消防水利の状況

消火栓	防火水槽	その他
509	86	9

（令和４年消防年報）

１－14　危険物施設

施　設　名	施設数
屋内貯蔵所	27
屋外タンク貯蔵所	11
屋内タンク貯蔵所	1
地下タンク貯蔵所	31
簡易タンク貯蔵所	1
移動タンク貯蔵所	21
屋外貯蔵所	1
給油取扱所	16
第一種販売所	0
第二種販売所	0
一般取扱所	45

（令和４年消防年報）

１－15　高圧ガス製造事業所

事業所名	所在地	高圧ガスの種類	第二種ガス	
			製造所	貯蔵所
ダイハツ工業㈱ 滋賀(竜王)工場	蒲生郡竜王町 山之上2910	二酸化炭素、フロン、 窒素、アンモニア		○
ダイハツ工業㈱ダイハツ 滋賀性能試験工場	蒲生郡竜王町 山之上3000	圧縮天然ガス、 その他の可燃性ガス		○
ダイハツ工業㈱ 滋賀（竜王）工場 （テクニカルセンター）	蒲生郡竜王町 山之上2910	空気		
㈱小松製作所滋賀工場	蒲生郡竜王町 薬師1166	二酸化炭素、アルゴン、 窒素、酸素		○
㈱エム・アドバンス	蒲生郡竜王町 岡屋2549	窒素		

備考　第二種ガスのうち、酸素、可燃性、毒性の性質を有するガスを30㎥/日以上製造する製造所及び300㎥以上貯蔵する貯蔵所

（令和５年７月現在）

１－16　火葬場処理能力

		箇所数	基　数	燃　料
八日市布引ライフ組合	布引斎苑	1	６炉	

（令和５年７月現在）

１－17　避難情報等と居住者等がとるべき行動

避難情報等	居住者等がとるべき行動
【警戒レベル５】 緊急安全確保 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
【警戒レベル４】 避難指示 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル３】 高齢者等避難 （市町村長が発令）	●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル２】 大雨・洪水・注意報 （気象庁が発表）	●発表される状況：気象状況悪化 ●居住者等がとるべき行動：自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
【警戒レベル１】 早期注意情報 （気象庁が発表）	●発表される状況：今後気象状況悪化のおそれ ●居住者等がとるべき行動：災害への心構えを高める ・防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

出典：避難情報に関するガイドライン（令和３年５月）

１－18　土砂災害の前兆現象

五感	移動主体	土石流	がけ崩れ	地すべり
視覚	山・斜面・がけ	・渓流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる	・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす	・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする
	水	・川の水が異常に濁る ・雨が降り続いているのに川の水位が下がる ・土砂の流出	・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす	・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する
	樹木	・濁水に流木が混じりだす	・樹木が傾く	・樹木が傾く
	その他	・渓流内の火花		・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く
聴覚		・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音	・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする	・樹木の根が切れる音がする
嗅覚		・腐った土の臭いがする		

（注）上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。
前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、又は発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※　表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」（平成 18 年 3 月）からの転載、注書については内閣府が記載

出典：避難情報に関するガイドライン（令和 3 年 5 月）

１－19　災害救助法による救助の程度、方法および期間

（令和４年度　内閣府防災（被災者行政担当））

（１）－１避難所の設置

区分	一般基準	備考
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある	
費用の限度	１人　１日当たり　330円以内	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

（１）－２福祉避難所の設置

区分	一般の避難所	福祉避難所
対象者	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	左のうち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所での避難生活において特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	１人　１日当たり　330円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から７日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗機材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	左に加えて ①おおむね10人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる。

（２）－１応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出した、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度額	１戸当たり平均　6,285,000円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	プレハブ業界において、単身用（６坪タイプ）、小家族用（９坪タイプ）、大家族用（１２坪）の仕様が設定されていることも考慮する
集会施設の設置	おおむね50戸に１施設設置可	50戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から20日以内	
救助期間	完成の日から最長２年（建築基準法８５条）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能

（２）－２応急仮設住宅の供与【借上型応急住宅】

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	半壊であっても住み続けることが困難な程度の傷みや避難指示の長期化が見込まれるなどの全壊相当を含む（個別協議）
費用の限度	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は

額		火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型応急住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長２年（建設型応急住宅と同様）	著しく異常かつ激甚な災害が発生した場合は、必要に応じて、１年を超えない期間ごとの延長が可能

（３）炊き出しその他による食品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	避難所に避難している者、又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	１人１日当たり 1,180円以内	１人平均かつ３食でという意味である
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	主食費、副食費、燃料費、炊飯器・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

（４）飲料水の供給

区分	一般基準	備考
対象者	災害のために現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	当該地域における通常の実費 ①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費	 ②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

（５）被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与

区分	一般基準	備考
対象者	住家が全壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害の程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

＜別記＞被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

①住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別 (※)	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上 １人増すごとに加算
夏季	18,700円	24,000円	35,600円	42,500円	53,900円	7,800円
冬季	31,000円	40,100円	55,800円	65,300円	82,200円	11,300円

②住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別 (※)	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上 １人増すごとに加算
夏季	6,100円	8,200円	12,300円	15,000円	18,900円	2,600円
冬季	9,900円	12,900円	18,300円	21,800円	27,400円	3,600円

※ここでいう夏季とは、４月１日から９月３０日までの間をいい、冬季とは、１０月１日から翌年３月３１日までの間をいう。この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

（６）医療及び助産①医療

区分	一般基準	備考
対象者	災害により医療の途を失った者	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所（注）において医療（施術）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①診療、②薬剤又は治療材料の支給、③処置、手術その他の治療及び施術、④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から14日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

（６）医療及び助産②助産

区分	一般基準	備考
対象者	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分べんの介助、②分べん前及び分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の100分の80以内の額	

（７）被災者の救出

区分	一般基準	備考
対象者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から３日（72時間）以内	通常、３日間経過以降は「死体の捜索」

	（死体の捜索の場合は10日以内）	に移行
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

（8）住宅の応急修理

区分	一般基準	備考
対象者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ②災害のため大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	②いわゆる大規模半壊
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、１世帯当たり655,000円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３か月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	

（9）学用品の給与

区分	一般基準	備考
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
費用の限度額	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品： 小学校児童　　4,700円以内 中学校生徒　　5,000円以内 高等学校等生徒　5,500円以内	
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：１か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：15日以内	
対象経費	①教科書及び正規の教材 ②文房具、通学用品 ④その他の学用品	①学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、図鑑　等 ②a.ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規　等 b.傘、靴、長靴　等 c.運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具　等

（１０）埋葬

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	１体当たり 大人（12歳以上）：　213,800円以内 小人（12歳未満）：　170,900円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ③骨壺及び骨箱	

（１１）死体の処理

区分	一般基準	備考
対象者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり：3,500円以内 ②死体の一時保存 死体一時収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： １体当たり5,400円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救助班以外は慣行料金	 ②既存施設利用の場合は、借上費。既存施設を利用できない場合は、賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から10日以内	

（１２）障害物の除去

区分	一般基準	備考
対象者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	１世帯当たり　138,300円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から10日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。
※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる

１－20　浸水想定区域および土砂災害警戒区域内に存在する社会福祉施設

＜要配慮者利用施設一覧＞※情報提供は生活安全課から行う。

番号	施設種	施設名	住所	電話番号
1	児童幼児施設	ひまわり保育園	岡屋 1282-1	58-1945
2	児童幼児施設	コスモス保育園	七里 878	58-1945
3	児童幼児施設	まつぼっくり児童クラブ	綾戸 275	57-1353
4	児童幼児施設	西っ子児童クラブ	山面 1-1	58-2533
5	児童幼児施設	竜王町子ども療育事業所	小口 276-1	58-3742
6	障害者施設	やまびこ作業所	鵜川 476-1	58-2583
7	障害者施設	やまびこ第２作業所	鵜川 476-2	58-2583
8	高齢者施設	グループホーム　芽ぶき	林 406-1	57-1450
9	高齢者施設	終の棲家 桃の郷　２番館３番館 別館１番館	山之上 5147	57-0890
10	高齢者施設	デイサービス花水木	弓削 23-1	43-1681
11	高齢者施設	デイサービススイッチオン竜王	小口 1303-24	58-2820
12	高齢者施設	デイサービスりゅうおう	西川 1457-5	58-1107
13	高齢者施設	デイサービスセンター樹	小口 541-4	26-6055
14	高齢者施設	竜王町国民健康保険診療所（歯科）	綾戸 239-1	57-0610
15	高齢者施設	リハビリはうす　雨やどり	弓削 1825	57-0601
16	高齢者施設	平田歯科医院	山之上 3456	57-0600
17	高齢者施設	金谷歯科医院	山之上 4599	57-8287
18	高齢者施設	コウ歯科クリニック	小口 1664-1	26-5588
19	高齢者施設	医療法人かりもと整形外科クリニック	小口 1658-1	28-1100
20	高齢者施設	デイハウス須恵の郷	須恵 48-3	58-3513
21	高齢者施設	木のおうち　いっぷく家	林 1346	57-1058
22	高齢者施設	小規模多機能山かがみ	鏡 585	58-5066
23	高齢者施設	グループホーム希望の家・綾戸	綾戸 1041	57-0093
24	学校等	竜王こども園	綾戸 250	57-0009
25	学校等	竜王小学校	綾戸 275	57-0004
26	学校等	竜王西小学校	山面 1-1	58-1900
27	学校等	竜王中学校	橋本 15	58-0021
28	医療施設	医療法人滋賀家庭医療学センター　弓削メディカルクリニック	弓削 1825	57-1141
29	医療施設	石塚内科クリニック	小口 1658-1	58-0025

※浸水想定区域は、日野川浸水想定区域図（想定最大規模）＋地先の安全度マップ（1/200）で判断した。

１－21　計画の対象となる原子力事業所

事業所名	敦賀発電所		新型転換炉原型炉 ふげん	高速増殖原型炉 もんじゅ
事業者名	日本原子力発電株式会社		独立行政法人日本原子力研究開発機構	独立行政法人日本原子力研究開発機構
所在地	敦賀市明神町１		敦賀市明神町３	敦賀市白木２
設置番号	１号炉	２号炉	－	－
炉型	沸騰水型軽水炉（BWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	新型転換炉（ATR）	高速増殖炉（FBR）
熱出力	107.0 万ｋW	342.3 万ｋW	55.7 万ｋW	71.4 万ｋW
電気出力	35.7 万ｋW	116.0 万ｋW	16.5 万ｋW	28.0 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	二酸化ウラン燃料 ｳﾗﾝ・ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ混合酸化物燃料	ﾌﾟﾙﾄﾆｳﾑ・ｳﾗﾝ混合酸化物 劣化ウラン
燃料装荷重量	約 52 トン	約 89 トン	－	－
本格運転 開始年月日	S45.3.14 H27.4.27 運転終了	S62.2.17	S54.3.20 H15.3.29 運転終了	平成 30 年 3 月 28 日に廃止措置計画認可

事業所名	美浜発電所		
事業者名	関西電力株式会社		
所在地	三方郡美浜町丹生		
設置番号	１号炉	２号炉	３号炉
炉型	加圧水型軽水炉 （PWR）	加圧水型軽水炉 （PWR）	加圧水型軽水炉 （PWR）
熱出力	103.1 万ｋW	145.6 万ｋW	244.0 万ｋW
電気出力	34.0 万ｋW	50.0 万ｋW	82.6 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷重量	約 40 トン	約 48 トン	約 72 トン
本格運転 開始年月日	S45.11.28 H27.4.27 運転終了	S47.7.25 H27.4.27 運転終了	S51.12.1

事業所名	大飯発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡おおい町大島			
設置番号	１号炉	２号炉	３号炉	４号炉
炉型	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）
熱出力	342.3 万ｋW	342.3 万ｋW	342.3 万ｋW	342.3 万ｋW
電気出力	117.5 万ｋW	117.5 万ｋW	118.0 万ｋW	118.0 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
燃料装荷重量	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン	約 91 トン
本格運転開始年月日	S54.3.27 H30.3.1 運転終了	S54.12.5 H30.3.1 運転終了	H3.12.18	H5.2.2

事業所名	高浜発電所			
事業者名	関西電力株式会社			
所在地	大飯郡高浜町田ノ浦１			
設置番号	１号炉	２号炉	３号炉	４号炉
炉型	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）	加圧水型軽水炉（PWR）
熱出力	244．0 万ｋW	244．0 万ｋW	266．0 万ｋW	266．0 万ｋW
電気出力	82．6 万ｋW	82．6 万ｋW	87．0 万ｋW	87．0 万ｋW
燃料材料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料 ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料
燃料装荷重量	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン	約 72 トン
本格運転開始年月日	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

１－22　安定ヨウ素剤およびその服用に関する留意事項

⑴安定ヨウ素剤とは

放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。

ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所等の事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起こす。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果がある。

⑵服用対象者

安定ヨウ素剤の服用は、40 歳未満の者を対象とするが、希望すれば 40 歳以上の者も対象とする。

特に新生児、乳幼児や妊婦の服用を優先させる。

（※乳幼児は、甲状腺濾胞細胞の分裂が成人に比べて活発であり、放射線によるＤＮＡ損傷の影響が危惧され、安定ヨウ素剤予防服用の効果もより大きい。すなわち、放射性ヨウ素の内部被ばくによる若年者の甲状腺がんの発生確率が成人に比べて有意な増加が認められていること及び胎児の被ばくを考慮し、優先的に服用させる必要がある。胎児の被ばくを低減・阻止する目的で、40 歳以上の者であっても、妊婦の場合は服用の対象とする。）

以下の者は安定ヨウ素剤の服用対象者から除外する。

・40歳以上の者（希望者は除く。）
・ヨウ素摂取により重い副作用が発生する恐れのある者
・ヨウ素過敏症の既往歴のある者
・造影剤過敏症の既往歴のある者
・低補体性血管炎の既往歴のある者又は治療中の者
・ジューリング疱疹状皮膚炎の既往歴のある者又は治療中の者

服用除外者への対応措置の必要性については、全員に説明を行い、個別に対応する。

屋内退避や避難が自発的にできない災害弱者などで、服用の対象となる者に対しては、予め対応措置など準備する。

安定ヨウ素剤の服用により副作用が発生する恐れがあるため、服用に当たっては、十分に副作用に留意する。

⑶服用回数

服用は原則１回とする。

安定ヨウ素剤の効果が 1 日は持続することが認められていることから、1 日 1 回の服用で充分である。2 日目に安定ヨウ素剤の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

⑷服用量・方法

ア　新生児

安定ヨウ素剤内服液 1mL（ヨウ化カリウム量 16.3mg）を服用する。

イ　生後 1 カ月以上 3 歳未満の者

安定ヨウ素剤内服液 2mL（ヨウ化カリウム量 32.6mg）を服用する。

ウ　3 歳以上 13 歳未満の者

3 歳以上 7 歳未満の者は安定ヨウ素剤内服液 3mL を、7 歳以上 13 歳未満の者は丸薬 1 丸（ヨウ化カリウム量 50mg）を服用する。ただし、丸薬を服用できないこの年齢層の者は、安定ヨウ素剤内服液 3mL を服用する。

エ　13 歳以上 40 歳未満の者

丸薬 2 丸（ヨウ化カリウム量 100mg）を服用する。

オ　40 歳以上の者

妊婦と希望者については上記(エ)と同様な量を服用する。

カ　その他

安定ヨウ素剤の実際の服用に当たっては、就学年齢を考慮すると、7 歳以上 13 歳未満の対象者は概ね小学生に、13 歳以上の対象者は中学生以上に該当することから、緊急時における迅速な対応のために、小学 1 年～6 年生までの児童に対して一律、丸薬 1 丸、中学 1 年以上に対して一律、丸薬 2 丸を採用することが実際的な服用方法である。

3 歳以上であっても丸薬を服用できない者がいる場合は、安定ヨウ素剤内服液を服用させる。その場合 3 歳以上 13 歳未満の者では安定ヨウ素剤内服液 3mL（ヨウ化カリウム量 48.9mg）、13 歳以上 40 歳未満の者では安定ヨウ素剤内服液 6mL（ヨウ化カリウム量 97.8mg）で代用することが可能である。自動分配器（デスペンサー）を活用できれば 3.1mL（50.5mg）、6.2mL（101.1mg）を分取分配可能である。

実際の服用にあたっては、安定ヨウ素剤の服用量の厳密さの遵守よりも、迅速な予防服用が優先される。

⑸重複投与の防止策

未服用者と服用済者を分別できるようにする。

⑹服用後の注意事項

ア　新生児

安定ヨウ素剤を服用した新生児、安定ヨウ素剤を服用した妊娠後期の妊婦より生まれた新生児については、甲状腺機能をモニターする必要がある。

※甲状腺機能低下症を発症することがあり、その早期発見・治療のため。

イ　授乳婦・授乳児

授乳婦が安定ヨウ素剤を服用した場合、授乳児への授乳を中止する。

※摂取したヨウ素の 4 分の 1 程度が母乳に移行し、授乳により母子ともに安定ヨウ素の適正な摂取量が確保できなくなるため。

ウ　その他

安定ヨウ素剤服用により、副作用と思われる症状などが発症した場合は、医師に相談する。

※単回服用での重大な副作用の発生は極めて稀であるが、火照り感、皮疹、頭痛、関節痛、胸やけ、吐き気、下痢などの症状の報告事例がある。

※なお、医師による対応が困難な場合は、オフサイトセンター等に連絡し、国から派遣された緊急被ばく医療派遣チームの指示を受ける。

※「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル（平成 15 年 3 月　財団法人原子力安全研究協会）」参照

１－23　各緊急事態区分を判断するEALの枠組みについて

※原子力災害対策指針（令和４年７月６日）に示される各発電所の該当EALは以下のとおり
（一部記載を簡略化しています。）

美浜発電所	１号機	９．原子炉の運転等のための施設
	２号機	９．原子炉の運転等のための施設
	３号機	１．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
大飯発電所	１号機	９．原子炉の運転等のための施設
	２号機	９．原子炉の運転等のための施設
	３号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	４号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
高浜発電所	１号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	２号機	５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、（１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
	３号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
	４号機	２．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設
敦賀発電所	１号機	９．原子炉の運転等のための施設
	２号機	５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの
もんじゅ		７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの
ふげん		９．原子炉の運転等のための施設

2．加圧水型軽水炉（実用発電用のものに限る。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと、又は原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生すること。 ③ 原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失すること。 ④ 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ⑤ 原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑥ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑦ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑧ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑨ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑩ 燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁若しくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑪ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑫ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑬ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑭ 当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水が直ちにできないこと。 ②　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失すること。 ③　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が３０分間以上継続すること。 ④　非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が５分間以上継続すること。 ⑤　原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失すること。 ⑥　使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑦　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室の環境が悪化することにより原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑧　原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑨　火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑩　原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑪　炉心の損傷が発生していない場合において、原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑫　燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑬　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑭　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
①　原子炉の非常停止が必要な場合において、全ての停止操作により原子炉を停止することができないこと、又は停止したことを確認することができないこと。 ②　原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ③　原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないこと。 ④　原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤　全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上継続すること。 ⑥　全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ⑦　炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知すること。 ⑧　蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないこと。 ⑨　使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑩　原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑪　燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑫　原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑬　その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

５．実用発電用原子炉（東京電力ホールディングス福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しないものに限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの

警戒事態を判断するＥＡＬ （④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。 ② 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下すること。 ② 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ③ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

7．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの

警戒事態を判断するＥＡＬ （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ② 使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤ 重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥ 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑦ 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波警報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩ 当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が１時間以上（原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５７条第１項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項又は研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第５８条第１項及び研究開発段階発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第７２条第１項の基準に適合しない場合には、３０分間以上）継続すること。 ② 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が５分間以上継続すること。 ③ 使用済燃料貯蔵槽の液位が照射済燃料集合体の頂部から上方２メートルの液位まで低下すること、又は当該液位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の液位を測定できないこと。 ④ 原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室が使用できなくなることにより原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑤ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ⑥ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

9．原子炉の運転等のための施設（1．から8．までに掲げるものを除く。）

警戒事態を判断するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）	緊急事態区分における措置の概要
① 当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ② 当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③ 東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④ オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉の運転等のための施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。

施設敷地緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１０条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民等の避難準備、及び早期に実施が必要な住民避難等の防護措置を行う。ＵＰＺのみが設定される場合は、ＵＰＺ内の住民等の屋内退避準備等の防護措置を行う。

全面緊急事態を判断するＥＡＬ	緊急事態区分における措置の概要
① 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第１５条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合（事業所外運搬に係る場合を除く。）。 ② その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難又は屋内退避を開始する必要がある事象が発生すること。	ＰＡＺ内の住民避難等の防護措置を行うとともに、ＵＰＺ及び必要に応じてそれ以遠の周辺地域において、放射性物質放出後の防護措置実施に備えた準備を開始する。放射性物質放出後は、計測される空間放射線量率などに基づく防護措置を実施する。

出典：令和５年度滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）

１－24　用語集

用語	説明
あ	
安全規制担当省庁	安全規制を担当する省庁を安全規制担当省庁という。原子力施設に係わる安全規制担当省庁は施設の種類ごとに次のようになっている。 １　実用発電炉、研究開発段階炉、核燃料施設（製錬、加工、再処理、廃棄施設）、試験研究炉、核原料・核燃料使用施設に係わるものは原子力規制委員会が担当する。 ２　実用舶用原子炉については、国土交通省が担当する。 ３　核燃料物質の工場または事業所の外における輸送の安全規制については原子力規制委員会、国土交通省および都道府県公安委員会により実施される。
安定ヨウ素剤	放射性ではないヨウ素をヨウ化カリウムの形で製剤したもの。ヨウ素は、甲状腺ホルモンの構成成分として必須の微量元素である。甲状腺にはヨウ素を取込み蓄積し、それを用いてホルモンを合成するという機能があるため、原子力発電所などの事故で環境中に放出された放射性ヨウ素が呼吸や飲食により体内に吸収されると、甲状腺に濃集し、甲状腺組織内で一定期間放射線を放出し続ける。その結果甲状腺障害が起こり、比較的低い線量域では甲状腺がんを、高線量では甲状腺機能低下症を引起す。これらの障害を防ぐために、放射性ヨウ素を取込む前に甲状腺をヨウ素で飽和しておくのが安定ヨウ素剤服用の目的である。安定ヨウ素剤の効果は投与時期に大きく依存し、放射性ヨウ素吸入直前の投与が最も効果が大きい。また、安定ヨウ素剤は放射性ヨウ素の摂取による内部被ばくの低減に関してのみ効果を有する。
ＥＡＬ（緊急時活動レベル:Emergency Action Level)	EAL（Emergency Action Level）とは、原子力発電所において、事故が発生した場合、緊急事態の深刻さを検知し、どの緊急事態区分に属するかを判断するために用いられる、特有の事前に定められた観測可能な基準と施設の状態をいう。 EAL レベルについては、各原子力発電所で発生し得る異常や事故を分類、整理し緊急事態区分ごとの判断基準として、事業者が具体的に定める必要があるとされ、プラント（原子炉や使用済燃料プール等）の状態（各種パラメータ）の変化、深層防護を構成する各種設備の状態、放射性物質の閉じこめ機能の状態、外的事象の発生に着目して設定することとしている。

ＯＩＬ （運用上の介入レベル:Operational Intervention Level）	OIL（Operational Intervention Level）とは、防護措置導入の判断に用いられる測定器による測定値などから求めたレベルをいう。 OIL は、事故の態様、放出放射性核種の別、気象条件、被ばくの経路（外部、吸入、摂取）等を仮定して、包括的判断基準（個々の防護措置の実施によって予想される線量または既に受けてしまった線量によって表される判断基準）に相当する計測可能な値として導き出される。 OIL としては、空間線量率、表面汚染密度、空気中放射性物質濃度など様々な値が考えられる。
屋内退避	原子力災害発生時に、一般公衆が放射線被ばくおよび放射性物質の吸入を低減するため家屋内に退避することをいう。屋内退避は、通常の生活行動に近いこと、その後の対応指示も含めて広報連絡が容易であるなどの利点があると同時に、建家の有する遮へい効果及び気密性などを考慮すれば防護対策上有効な方法である。特に予測線量が大きくない場合には、住民の動揺、混乱などをもたらすおそれの高い避難措置よりも優先して考えるべきものである。
オフサイトセンター（緊急事態応急対策拠点施設）	オフサイトセンター（緊急事態応急対策等拠点施設）は、原子力緊急事態が発生した場合に、現地において、国の原子力災害現地対策本部や都道府県および市町村の災害対策本部などが、原子力災害合同対策協議会を組織し情報を共有しながら、連携のとれた応急対策を講じていくための拠点であり、現在全国で原子力施設周辺の２２ヵ所が指定されている。 事故が起こった場合には、オフサイトセンター内に設置される幾つかの班が、施設の状況、モニタリング情報、医療関係情報、住民の避難・屋内退避状況などを把握し、必要な情報を集め共有する。オフサイトセンターでは、国の原子力災害現地対策本部長が主導的に必要な調整を行い、各班がとるべき緊急事態応急対策を検討するとともに、周辺住民や報道関係者などに整理された情報を適切に提供する。
か	
外部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、放射線を体の外から受けることを外部被ばくという。 外部被ばくの例として、レントゲン撮影のとき X 線を受けることがあげられる。また、地球上の生物は宇宙線や、大地からの放射線により日常的に外部被ばくをしている。原子力施設から　の外部被ばくに係る主な放射線は、ベータ線、ガンマ線及び中性子線である。
過酷事故	設計基準事象を大幅に超える事象であって、安全設計の評価上想定された手段では適切な炉心の冷却または反応度の制御ができない状態であり、その結果、炉心の重大な損傷に至る事象をいう。
環境放射線モニタリング	原子力施設周辺の環境において、放射線や土壌、食物、水などに含まれている放射性物質を測定評価すること。

空間線量率（空気吸収線量率）	目標とする空間の単位時間当たりの放射線量を空間線量率という。放射線の量を物質が放射線から受けたエネルギー量で測定する場合、線量率の単位はGy/h（グレイ/時）で表す。空気吸収線量率ともいい、表示単位は一般的にnGy/h（ナノグレイ/時）及びμSv/h（マイクロシーベルト/時）である。
グレイ（Gy）	グレイは、放射線をある物質に当てた場合、その物質が吸収した放射線のエネルギー量を表す単位で、吸収線量と呼ばれる。１グレイは、放射線を受けた物体１キログラムあたり１ジュールのエネルギーを吸収したことに相当する。この単位は放射線や物質の種類によらず適用されるもので、放射線が物質（人体を含む）に与える影響を評価するときの基本的な物差しになる。
原子力災害合同対策協議会	原災法第２３条に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国の原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部および市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、オフサイトセンターに原子力災害合同対策協議会を組織する。 原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部、都道府県災害対策本部、市町村災害対策本部ならびに指定公共機関および事業者などで構成する。
原子力災害対策特別措置法	平成11年（1999年）９月30日に起きたJCO臨界事故の教訓などから、原子力災害対策の抜本的強化をはかるために1999年12月17日に制定され、2000年６月16日に施行された法律である。この法律では、臨界事故の教訓を踏まえ、以下のことの明確化をはかるとしている。 1. 迅速な初期動作の確保 2. 国と地方公共団体の有機的な連携の確保 3. 国の緊急時対応体制の強化 4. 原子力事業者の責務 また、原子力災害の特殊性に配慮し、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、原子炉等規制法、災害対策基本法などの足りない部分を補い、原子力災害に対する対策の強化をはかる。また、これにより原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護する。 この法律は東北地方太平洋沖地震（平成23年（2011年）３月１１日）に伴う福島第一原発事故の教訓から、原子力規制委員会による見直しを経て平成24年（2012年）９月19日に改正された。

原子力防災管理者	原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災業務を統括・管理する最高責任者である。原子力災害対策特別措置法第９条では、原子力事業者は、事業所ごとに原子力防災管理者を選任するよう義務づけている。原子力防災管理者は、特定事象の発生を覚知した場合、直ちに主務大臣、所在都道府県知事、所在市町村長および関係隣接都道府県知事に、その旨を通報しなければならない。また、事業所外運搬の場合は、主務大臣、発生場所を管轄する知事および市町村長に通報しなければならない。また、原子力防災管理者は、当該原子力事業所の原子力防災組織を統括・管理し、原子力防災要員の呼集、応急措置の実施、放射線防護器具・非常用通信その他の資機材の配置と保守点検、原子力防災訓練、原子力防災要員に対する防災教育などの職務がある。
原子力防災専門官	原子力防災専門官は原子力災害対策特別措置法第 30 条の規定により、国の緊急時防災体制の中核的存在として、原子力規制庁の職員が、同庁が指定した原子力事業所の所在するオフサイトセンターに常駐し、原子力事業所に係わる業務を担当する。平常時業務においては、原子力事業者の防災業務計画の策定および原子力防災組織の設置その他原子力事業者が実施する原子力災害予防対策に関する指導・助言、オフサイトセンターに設置する放射線測定設備および予測機器などの保守管理、原子力防災訓練の企画調整と実施、原子力防災についての地元への理解促進活動などを行う。緊急事態発生時には、情報収集と国との連絡、要員招集の判断などが主な任務となる。特に初動時において、事業所の原子力防災管理者からの通報を受けて、速やかに防災体制を整えるという非常に重要な役目を担っている
さ	
災害対策基本法	1961 年（昭和 36 年）に制定された法律で、伊勢湾台風の災害を教訓として防災関係法令の一元化を図るために作られた。法制定の目的は、国土と国民の生命、財産を災害から守ることで、そのため国、地方公共団体及びその他の公共機関によって必要な体制を整備し、責任の所在を明らかにするとともに防災計画の策定、災害予防、災害応急対策、災害復旧などの措置などを定めることを求めている。災害は暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象、または大規模な火災、爆発及びこれらに類する政令で定める原因による被害とされている。この政令で定める原因の一つとして「放射性物質の大量の放出」があげられている。
シーベルト（Sv）	人体が放射線を受けた時、その影響の程度を測るものさしとして使われる単位である。放射線の種類やそのエネルギーによる影響の違いを放射線荷重係数として勘案した、臓器や組織についての「等価線量」、さらに人体の臓器や組織による放射線感受性の違いを組織荷重係数として

	勘案した、全身についての「実効線量」がある。
実効線量	放射線による身体への影響、すなわちがんや遺伝的影響の起こりやすさは組織・臓器ごとに異なる。組織ごとの影響の起こりやすさを考慮して、全身が均等に被ばくした場合と同一尺度で被ばくの影響を表す量を実効線量という。実効線量を表す方法として、ある組織・臓器の等価線量に、臓器ごとの影響に対する放射線感受性の程度を考慮した組織荷重係数をかけて、各組織・臓器について足し合わせた量が用いられる。 実効線量（Sv）＝Σ（等価線量（Sv）×組織荷重係数）
重大事故	実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和 53 年通商産業省令第 77 号）第４条によると、炉心の著しい損傷および核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済燃料の著しい損傷をいう。
線量	吸収線量、実効線量などの総称。
た	
等価線量	等価線量は、人の組織や臓器に対する放射線影響が放射線の種類やエネルギーによって異なるため、組織や臓器の受ける放射線量を補正したものである。単位は、シーベルト（Sv）である。等価線量は、次式のように吸収線量に人体への影響の程度を補正する係数である放射線荷重係数を乗じて得られる。 等価線量（Sv）＝吸収線量（Gy）×放射線荷重係数
特定事象	特定事象とは、原子力災害対策特別措置法第 10 条第１項に規定する次の基準または施設の異常事象のことをいう。 ・原子力事業所の境界付近の放射線測定設備により５μSv/h 以上の場合 ・排気筒など通常放出場所で、拡散などを考慮した５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・管理区域以外の場所で、50μSv/h の放射線量か５μSv/h 相当の放射性物質を検出した場合 ・輸送容器から１m 離れた地点で 100μSv/h を検出した場合 ・臨界事故の発生またはそのおそれがある状態・原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の喪失が発生すること、等
な	
内部被ばく	人体が放射線を受けることを放射線被ばくといい、身体内に取込んだ放射性物質に起因する特定臓器・組織の被ばくを内部被ばくという。放射性物質を体内に取込む経路には、放射性物質を含む空気、水、食物などの吸入摂取、経口摂取、経皮摂取がある。
は	

ＰＡＺ（予防的防護措置を準備する区域:Precautionary Action Zone)	重篤な確定的影響のリスクを低減するため緊急防護措置を取るための準備を行っておくべき施設周辺の地域。この地域の防護措置は施設の状況の判断の下に放射性物質の放出前に、あるいは放出直後に実施されることとなる。IAEA の国際基準において、PAZ は 3～5 ㎞（5 ㎞が推奨）としていることを踏まえ、この区域の範囲のめやすを「概ね 5 ㎞」とする。
被ばく経路	原子力施設から放出される放射性物質が直接または間接的に人の放射線被ばくをもたらす経路を被ばく経路という。大気中に放出された放射性物質からのガンマ線またはベータ線により外部被ばくをもたらし、また、放射性物質を含む空気の吸入、汚染した農作物などの摂取により内部被ばくをもたらす。大気中に放出された放射性物質から人への被ばく経路のうち、緊急時の早期の段階での主要な被ばく経路は、放射性プルームからの直達放射線と呼吸による放射性物質の体内への取込みである。また、放射性物質が牧草や葉菜に沈着し、その牧草を食べた乳牛の牛乳を飲んだり、汚染した葉菜を採取して人間が被ばくする。
ベクレル	放射能の能力を表す単位のこと。１ベクレルは、１秒間に１個の原子核が壊れ、放射線を放出している放射性物質の放射能の強さ。
放射性物質	放射線を出す性質（能力）を放射能といい、放射能をもっている原子（放射線核種という）を含む物質を一般的に放射性物質という。
放射性プルーム	気体状の放射性物質が大気とともに雲のように流れる状態を放射性プルームという。
放射線	ウランなど、原子核が不安定で壊れやすい元素から放出される高速の粒子（アルファ粒子、ベータ粒子など）や高いエネルギーを持った電磁波（ガンマ線)、加速器などで加工器などで人工的に作り出されたＸ線、電子線、中性子線、陽子線、重粒子線などのこと。
放射能	原子核が別の原子核に壊れて変化し、アルファ線、ベータ線あるいはガンマ線などの放射線を出す性質を放射能という。放射能をもっている物質を放射性物質といい、その量をベクレル（Bq）で表す。
や	
ＵＰＺ（緊急時防護措置を準備する区域:Urgent Protective action Planning Zone)	UPZ（Urgent Protective action Planning Zone）とは、国際基準等に従って、確率的影響を実行可能な限り回避するため、環境モニタリング等の結果を踏まえた運用上の介入レベル（OIL)、緊急時活動レベル（EAL）等に基づき、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の予防服用等を準備する区域をいう。実用原子力発電所の場合、この区域の範囲のめやすは「原子力施設から概ね 30Km」とされる。 原子力災害対策指針によると原子力災害対策重点区域の範囲として PAZ と UPZ が掲げられているが、滋賀県には PAZ が無いため、滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）においては、原子力災害対策を重点的

	に実施すべき地域の範囲についても UPZ と略する。
予測線量	予測線量とは、放射性物質または放射線の放出量予測、気象情報予測などをもとに、何の防護対策も講じない場合に、その地点に留まっている住民が受けると予測される線量の推定値のことである。個々の住民が受ける実際の線量とは異なるものである。予測線量は、状況の推移とともに変更されることを考慮する必要がある。緊急時における予測線量の推定を行うに当たっては、予測線量分布図などを有効に利用しつつ、空間放射線量率の実測結果と併せて総合的に判断することが望ましい。

参考文献

・財団法人原子力安全技術センター「原子力防災基礎用語集」2004 年、一部（EAL,OIL および UPZ）は 2013 年版。
・（財）高度情報科学技術研究機構「原子力百科事典ＡＴＯＭＩＣＡ」
http://www.rist.or.jp/atomica/
・原子力施設等防災対策専門部会防災指針検討ワーキンググループ「防護対策の実施に係る判断基準に関する考え方（中間取りまとめに盛り込むべき事項）（案)」平成 24 年 1 月

出典　令和５年度滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）

２　条例、協定、書式等

２－１　竜王町防災会議条例

（昭和 37 年 9 月 25 日条例第 13 号）
改正 昭和 60 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 9 年 9 月 26 日条例第 20 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 14 年 9 月 27 日条例第 22 号
平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、竜王町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務および組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第 2 条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
(1)　竜王町地域防災計画を作成し、およびその実施を推進すること。
(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
(4)　前各号に掲げるもののほか、法律またはこれに基づく政令によりその権限に属する事務。
（会長および委員）
第 3 条　防災会議は、会長および委員をもつて組織する。
2　会長は、町長をもつて充てる。
3　会長は、会務を総理する。
4　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
(2)　滋賀県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
(3)　町の区域を管轄する警察署の警察官のうちから町長が任命する者
(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者
(5)　町の教育委員会の教育長
(6)　町の区域を管轄する消防署長および町の消防団長
(7)　指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
(8)　自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから町長が任命する者
(9)　その他町長が必要と認める者
6　前項第 1 号から第 4 号まで、第 7 号、第 8 号および第 9 号の委員の定数は、それぞれ町長が定める。
7　第 5 項第 7 号および第 8 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は、再任されることができる。
（専門委員）

第4条　防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は、地方行政機関の職員、滋賀県の職員、町の職員、指定公共機関の職員、指定地方公共機関の職員および学識経験のある者のうちから、町長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(部会)
第5条　防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2　部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3　部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれにあたる。
4　部会長は、部会の事務を掌理する。
5　部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
(議事等)
第6条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附　則
この条例は、昭和37年9月25日から施行する。

附　則(昭和60年3月28日条例第3号)
この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

附　則(平成9年9月26日条例第20号)
この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成12年3月30日条例第1号)抄
(施行期日)
1　この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附　則(平成14年9月27日条例第22号)
この条例は、公布の日から施行する。

付　則(平成24年9月11日条例第11号)
(施行期日)
1　この条例は、公布の日から施行する。
(委員の任期の特例)
2　改正後の竜王町防災会議条例第3条第5項第8号の規定により最初に任命する委員の任期は、任命した日から他の委員の任期までとする。

２－２　竜王町災害対策本部条例

（昭和 37 年 9 月 25 日条例第 14 号）
改正 平成 8 年 3 月 28 日条例第 3 号 平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号

（目的）
第 1 条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、竜王町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。
（組織）
第 2 条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。
（部）
第 3 条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。
4　部長は、部の事務を掌理する。
（現地災害対策本部）
第 4 条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長および現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもつて充てる。
2　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。
（雑則）
第 5 条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則
この条例は、昭和 37 年 9 月 25 日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 28 日条例第 3 号）
この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成 24 年 9 月 11 日条例第 11 号）
この条例は、公布の日から施行する。

２－３　竜王町水防協議会条例

（昭和 55 年 6 月 18 日条例第 17 号）
改正 平成 9 年 9 月 26 日条例第 21 号 平成 10 年 3 月 18 日条例第 2 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号 平成 18 年 12 月 12 日条例第 38 号
平成 26 年 6 月 11 日条例第 17 号

（設置）

第 1 条　水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 34 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、竜王町水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条　協議会は、竜王町の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条　協議会は、会長および委員 15 人以内で組織する。

2　会長は、町長をもって充てる。

3　委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1)　滋賀県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者　2 人

(2)　滋賀県警察の警察官のうちから町長が任命する者　1 人

(3)　町の区域を管轄する消防署長および消防職員のうちから町長が任命する者　2 人

(4)　竜王町消防団の団員のうちから町長が任命する者　4 人

(5)　町長が町職員のうちから任命する者　4 人

(6)　その他町長が必要と認める者　2 人以内

(会長)

第 4 条　会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条　委員の任期は、1 年とし、再任されることを妨げない。

2　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条　協議会は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2　協議会は、委員の定数の 3 分の 2 以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3　協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条　協議会の庶務は、生活安全課において処理する。

(雑則)

第 8 条　この条例に定めるもののほか協議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 9 年 9 月 26 日条例第 21 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 10 年 3 月 18 日条例第 2 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 30 日条例第 1 号)抄

(施行期日)

1　この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 18 年 12 月 12 日条例第 38 号)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

付　則(平成 26 年 6 月 11 日条例第 17 号)

この条例は、公布の日から施行する。

２－４　竜王町消防団の設置等に関する条例

（平成 10 年 12 月 22 日条例第 24 号）
改正 平成 23 年 12 月 15 日条例第 28 号

（趣旨）
第 1 条　消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 18 条第 1 項に規定する消防団の設置、名称および区域については、この条例の定めるところによる。
（消防団の設置、名称および区域）
第 2 条　法第 9 条第 3 号の規定に基づき、本町に消防団を設置する。
2　前項の消防団の名称は、竜王町消防団とし、その管轄区域は町内全域とする。

附　則
（施行期日）
1　この条例は、公布の日から施行する。
（竜王町消防団条例の一部改正）
2　竜王町消防団条例（昭和 30 年竜王町条例第 10 号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

付　則（平成 23 年 12 月 15 日条例第 28 号）
この条例は、公布の日から施行する。

２－５　竜王町消防団規則

（昭和 31 年 4 月 1 日規則第 1 号）
改正 昭和 44 年 4 月 1 日規則第 8 号 昭和 45 年 7 月 10 日規則第 6 号
昭和 57 年 3 月 31 日規則第 9 号 昭和 62 年 12 月 25 日規則第 16 号
平成元年 12 月 26 日規則第 24 号 平成 6 年 3 月 29 日規則第 5 号
平成 8 年 3 月 28 日規則第 2 号 平成 10 年 3 月 18 日規則第 3 号
平成 10 年 12 月 22 日規則第 25 号 平成 18 年 3 月 20 日規則第 4 号

（趣旨）
第 1 条　この規則は、竜王町消防団の設置等に関する条例（平成 10 年竜王町条例第 24 号）第 2 条第 1 項に基づく竜王町消防団の運営に関し必要な事項を定めるものとする。
[竜王町消防団の設置等に関する条例（平成 10 年竜王町条例第 24 号）第 2 条第 1 項]
（団の組織）
第 2 条　消防団に次の役員を置く。
団長 1 人
副団長 1 人
分団長 3 人
副分団長 3 人
部長 6 人
班長 14 人
2　団長は、団の事務を統轄し、団員を指揮して法令、条例および規則の定める職務を遂行し、町長に対しその責に任ずる。
分団長、副分団長、部長および班長等の役員は、団員の中から団長がこれを命免する。
第 3 条　団長が事故あるときは副団長が、団長および副団長ともに事故あるときは団長の定める順序に従い分団長が、団長の職務を行なう。ただし、この場合団長が死亡、罷免、退職または心身の故障によつてその職務を行なうことのできない場合を除いては分団長、副分団長、部長および班長の任免を行なうことはできない。
第 4 条　団長、副団長、分団長、副分団長、部長および班長の任期は 2 年とする。ただし、重任することを妨げない。
第 5 条　分団の名称およびその区域は、別表に定めるところによる。
[別表]
（宣誓）
第 6 条　団員は、その任命後次の宣誓書に署名しなければならない。
[宣誓書]
（水火災その他の災害出場）
第 7 条　消防車が火災現場に赴くときは交通法規の定める走行粁に従うとともに、正当な交通を維持するためにサイレンを用いるものとする。ただし、引揚の場合の警戒信号は鐘または警笛

のみに限られるものとする。

第 8 条　出火出場または引揚の場合に消防車に乗車する責任者は、次の事項を厳守しなければならない。

(1)　責任者は、機関担当者の隣席に乗車しなければならない。

(2)　病院、学校、劇場の前を通過するときは、事故を防止する警戒信号を用いなければならない。

(3)　団員ならびに消防職員以外は、消防車に乗車させてはならない。

(4)　消防車は、一列縦隊で、安全を保つて走行しなければならない。

(5)　前行消防車の追越信号のある場合のほかは、走行中追越してはならない。

第 9 条　消防団は、町長の許可を得ないで町の区域外の水火災その他の災害現場に出場してはならない。ただし、出場の際は、管轄区域内であると認められたにもかかわらず、現場に近づくに従つて管轄区域外と判明したときはこの限りでない。

（消火および水防等の活動）

第 10 条　水火災その他の災害の現場に到着した消防団は、設備、機械器具および資材を最高度に活用して生命身体および財産の救護に当り、損害を最小限度に止めて水火災の防ぎよおよび鎮圧に努めなければならない。

第 11 条　消防団が水火災その他の災害現場に出場した場合は、次に掲げる事項を遵守し、または留意しなければならない。

(1)　団長の指揮の下に行動しなければならない。

(2)　消防作業は、真しに行なわなければならない。

(3)　放水口数は、最大限度に使用し消火作業の効果を収めるとともに、火災の損害およびじゆ損を最小限度に止めなければならない。

(4)　分団は、相互に連絡協調しなければならない。

第 12 条　水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、町長に報告するとともに、警察職員または検屍員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

第 13 条　放火の疑いある場合は、責任者は、次の措置を講じなければならない。

(1)　直ちに町長および警察職員に通報しなければならない。

(2)　現場保存に努めなければならない。

(3)　事件は慎重に取扱うとともに、公表は差控えなければならない。

（文書簿冊）

第 14 条　消防団には次の文書簿冊を備え、常にこれを整理して置かなければならない。

(1)　団員の名簿

(2)　沿革誌

(3)　日誌

(4)　設備資材台帳

(5)　区域内全図

(6)　地理水利要覧

(7)　金銭出納簿

(8)　手当受払簿
(9)　給与品貸与品台帳
(10)　諸令達簿
(11)　消防法規例規綴
(12)　雑書綴

（教養および訓練）

第 15 条　団長は、団員の品位の陶冶および実地に役立つ技能の練磨に努め、定期的にこれが訓練を行なわなければならない。

（表彰）

第 16 条　町長は、消防団または団員がその任務遂行にあたつて功労特に抜群である場合は、これを表彰することができる。

2　前項の場合、団員については団長が表彰を行なうことができる。

第 17 条　前条の表彰は次の 2 種とする。

(1)　賞詞
(2)　賞状

第 18 条　賞詞は、消防団員として功労があると認められる者に対してこれを授与し、賞状は消防職務遂行上著しい業績があると認められる分団に対してこれを授与する。

第 19 条　町長は、次に掲げる事項について功労があると認められる者または団体に対して、感謝状を授与することができる。

(1)　水火災の予防または鎮圧
(2)　消防施設強化拡充についての協力
(3)　水火災現場における人命救助
(4)　火災その他の災害時における警戒防ぎよ、救助に関し消防団に対してなした協力

（訓練礼式および服制）

第 20 条　消防団の訓練、礼式および服制については国家消防庁の定める準則による。

附　則

1　この規則は、公布の日から施行する。

2　竜王町消防団の設置区域及び組織に関する規則(昭和 31 年竜王町規則第 1 号)は、廃止する。

附　則（昭和 44 年 4 月 1 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 45 年 7 月 10 日規則第 6 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 57 年 3 月 31 日規則第 9 号）

この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（昭和 62 年 12 月 25 日規則第 16 号）

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成元年 12 月 26 日規則第 24 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 6 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 8 年 3 月 28 日規則第 2 号）

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 10 年 3 月 18 日規則第 3 号）

この規則は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 10 年 12 月 22 日規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成 18 年 3 月 20 日規則第 4 号）

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

別表

分団の名称および区域表

分団の名称	区域
第 1 分団	大字山之上、大字山中、大字岡屋、大字小口、大字薬師
第 2 分団	大字岩井、大字川守、大字林、大字庄、大字信濃、大字橋本、大字川上、大字弓削、大字駕輿丁、大字島、大字綾戸、大字田中
第 3 分団	大字鵜川、大字七里、大字須恵、大字西川、大字西横関、大字鏡、大字山面

２－６　竜王町消防団員の定員、任免、給与、服装等に関する条例

(昭和 30 年 4 月 29 日条例第 17 号)

改正 昭和 42 年 8 月 1 日条例第 28 号　昭和 43 年 8 月 1 日条例第 14 号　昭和 44 年 3 月 27 日条例第 5 号
昭和 45 年 3 月 27 日条例第 12 号　昭和 46 年 3 月 22 日条例第 5 号　昭和 48 年 3 月 30 日条例第 9 号
昭和 48 年 9 月 26 日条例第 34 号　昭和 49 年 7 月 9 日条例第 26 号　昭和 50 年 12 月 23 日条例第 32 号
昭和 52 年 3 月 29 日条例第 16 号　昭和 54 年 3 月 23 日条例第 13 号　昭和 55 年 3 月 28 日条例第 5 号
昭和 56 年 3 月 28 日条例第 13 号　昭和 56 年 9 月 14 日条例第 23 号　昭和 59 年 3 月 15 日条例第 1 号
昭和 62 年 3 月 30 日条例第 10 号　昭和 62 年 12 月 25 日条例第 27 号　平成 2 年 3 月 29 日条例第 3 号
平成 3 年 3 月 27 日条例第 2 号　平成 4 年 3 月 18 日条例第 4 号　平成 6 年 3 月 18 日条例第 3 号
平成 8 年 3 月 28 日条例第 4 号　平成 10 年 12 月 22 日条例第 24 号　平成 11 年 3 月 31 日条例第 7 号
平成 12 年 3 月 30 日条例第 6 号　平成 14 年 3 月 26 日条例第 14 号　平成 20 年 5 月 23 日条例第 18 号
平成 21 年 9 月 30 日条例第 29 号　平成 25 年 12 月 10 日条例第 34 号　平成 31 年 3 月 5 日条例第 8 号
令和元年 9 月 1 日条例第 33 号　令和 4 年 3 月 10 日条例第 3 号

（通則）

第１条　非常勤の消防団員（以下「団員」という。）の定員、任免、給与、服務等については、この条例の定めるところによる。

（定員）

第２条　消防組織法（昭和22年法律第226号）第19条第２項の規定に基づく団員の定数は192人とする。

２　消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号）第４条第１項第１号の規定に基づき消防団員等公務災害補償責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、前項の団員の定数とする。

（任命）

第３条　消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき町長が任命し、その他の団員は団長が、次の資格を有する者のうちから町長の承認を得て任命する。

（１）　当該消防団の区域内に居住または勤務する者

（２）　年齢満18歳以上の者

（３）　志操堅固で、かつ身体強健な者

（欠格条項）

第４条　次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

（１）　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終るまでの者またはその執行を受けることが

なくなるまでの者

（２）　第６条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

（３）　６月以上の長期にわたり居住地を離れて生活することを常とする者

（分限）

第５条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを降任し、または免職することができる。

（１）　勤務実績が良くない場合

（２）　心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、またはこれにたえない場合

（３）　前２号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠く場合

（４）　定数の改廃または予算の減少により過員を生じた場合

２　団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

（１）　前条第３号を除く各号のいずれかに該当するに至ったとき。

（２）　当該消防団の区域外に転住または転勤したとき。

（懲戒）

第６条　任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として、戒告、停職または免職することができる。

（１）　消防に関する法令ならびに条例または規則に違反したとき。

（２）　職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき。

（３）　団員としてふさわしくない非行があったとき。

２　停職は、１月以内の期間を定めて行なう。

第７条　分限および懲戒に関する処分の手続については、竜王町職員の懲戒の手続および効果に関する条例（昭和30年竜王町条例第11号）を準用する。

（服務規律）

第８条　団員は、団長の招集によって出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、災害（水火災または地震等の災害をいう。以下同じ。）の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

第９条　団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあっては町長に、その他の者

にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第10条　団員は、職務上知り得た秘密を他にもらしてはならない。

第11条　団員は、消防団の正常な運営を阻害し、もしくは著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

（報酬）

第12条　団員の報酬は、年額報酬および出動報酬とする。

２　団員の年額報酬は、別表第１に定める額を年度末に支給する。ただし、退職者（死亡による退職の場合には、その者の遺族とする。以下同じ。）には、その当月分までの月割をもって計算した額を支給する。

３　団員が機関員を兼ねるときは、前項の年額報酬に別表第２に定める額を加給する。

４　団員が災害、警戒、訓練等の職務に従事する場合においては、出動実績に応じて年度末に別表第３に定める額を支給する。ただし、退職者には、その当月分までの出動実績をもって計算した額を支給する。

（費用弁償）

第13条　団員が公務のため旅行した場合、竜王町特別職の職員で非常勤のものの例により費用弁償を支給する。

（公務災害補償）

第14条　団員が公務により死亡、負傷し、もしくは疾病にかかり、または公務による負傷もしくは疾病により死亡し、身体障害を有することとなつた場合においては、その団員またはその者の遺族もしくは被扶養者に対し損害を補償する。

２　公務災害補償の額および支給方法については、別に条例で定める。

（退職報償金）

第15条　団員が退職した場合においては、別に定める方法によりその者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給する。

２　退職報償金の額および支給方法については、別に条例で定める。

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　竜王町消防団条例（昭和30年竜王町条例第17号）は、廃止する。

附　則（昭和42年８月１日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和43年８月１日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年６月６日から適用する。

附　則（昭和44年３月27日条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和44年４月１日から適用する。

附　則（昭和45年３月27日条例第12号）

この条例は、昭和45年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年３月22日条例第５号）

この条例は、昭和46年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年３月30日条例第９号）

この条例は、昭和48年４月１日から施行する。

附　則（昭和48年９月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年７月９日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年４月１日から適用する。

附　則（昭和50年12月23日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年４月１日から適用する。

附　則（昭和52年３月29日条例第16号）

この条例は、昭和52年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年３月23日条例第13号）

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（昭和55年３月28日条例第５号）

この条例は、昭和55年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年３月28日条例第13号）

この条例は、昭和56年４月１日から施行する。

附　則（昭和56年９月14日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和59年３月15日条例第１号）

この条例は、昭和59年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年３月30日条例第10号）

この条例は、昭和62年４月１日から施行する。

附　則（昭和62年12月25日条例第27号）

この条例は、昭和63年４月１日から施行する。

附　則（平成２年３月29日条例第３号）

この条例は、平成２年４月１日から施行する。

附　則（平成３年３月27日条例第２号）

この条例は、平成３年４月１日から施行する。

附　則（平成４年３月18日条例第４号）

この条例は、平成４年４月１日から施行する。

附　則（平成６年３月18日条例第３号）

この条例は、平成６年４月１日から施行する。

附　則（平成８年３月28日条例第４号）

この条例は、平成８年４月１日から施行する。

附　則（平成10年12月22日条例第24号抄）

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成11年３月31日条例第７号）

この条例は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月30日条例第６号）

この条例は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成14年３月26日条例第14号）

この条例は、平成14年４月１日から施行する。

付　則（平成20年５月23日条例第18号）

この条例は、平成20年10月１日から施行する。

付　則（平成21年９月30日条例第29号）

この条例は、平成22年４月１日から施行する。

付　則（平成25年12月10日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

付　則（平成31年３月５日条例第８号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

付　則（令和元年９月１日条例第33号）

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

付　則（令和４年３月10日条例第３号）

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

別表第１（第12条関係）

年額報酬

職名	金額
団長	166,000円
副団長	88,000円
分団長	62,000円
副分団長	51,000円
部長	44,000円
班長	43,000円
団員	36,500円

別表第２（第12条関係）

区分	支給単位	金額
消防自動車担当機関員	年額	8,000円
小型動力ポンプ担当機関員	〃	3,500円

別表第３（第12条関係）

出動報酬

区分	支給単位	金額

災害の場合	1時間	1,000円
警戒、訓練等の場合	4時間未満	1,800円
	4時間以上	3,500円

２－７　竜王町災害時要援護者支援庁内会議設置規程

（平成 20 年 5 月 21 日訓令第 2 号）
改正　平成 29 年 3 月 23 日訓令第 1 号

（設置）
第 1 条　竜王町における災害時要援護者の支援について、総合的な推進を図るため、情報の共有や支援体制の確立を目的に竜王町災害時要援護者支援推進庁内会議（以下「推進会議」という。）を設置する。
（所掌事務）
第 2 条　推進会議の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
(1)　災害時要配慮者支援マニュアルの作成に関すること。
(2)　災害時要配慮者情報の共有のあり方に関すること。
(3)　災害時要配慮者への支援体制のあり方に関すること。
(4)　その他災害時要配慮者支援の総合的な推進に関すること。
（組織）
第 3 条　推進会議は、委員 12 名以内をもって組織する。
2　推進会議に会長および副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
3　委員は、町長が任命する。
（任期）
第 4 条　委員の任期は、1 年とする。ただし、再任は妨げない。
（会長および副会長）
第 5 条　会長は、推進会議を招集し、会務を総理する。
2　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
3　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。
（庶務）
第 6 条　推進会議の事務局は、生活安全課に置く。
（その他）
第 7 条　この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付　則

この訓令は、平成 20 年 5 月 21 日から施行する。

付　則(平成 29 年 3 月 23 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

２－８　滋賀県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱

（目的）

第１条　この要綱は、県内に発生した大規模林野火災に対処するため、県が整備している林野火災対策用空中消火機材（以下「資機材」という。）の運用について必要な事項を定める。

（資機材の種類および数量）

第２条　資機材の種類および数量は別表のとおりとする。

（資機材の保管）

第３条　資機材の有効かつ迅速な活用を図るため、滋賀県消防学校ほかで保管することとし、その内訳は別表のとおりとする。

２．資機材保管場所への出入りは、各保管場所管理者の了解を得るものとする。

ただし、消防学校閉庁時においては、東近江行政組合消防本部（能登川消防署）で消防学校資機材庫の鍵を借り受けるものとする。

（貸付けの範囲）

第４条　資機材は、大規模林野火災が発生した場合の消火および防禦または林野火災の訓練に使用する場合に各市町に対し貸付けるものとする。

（借受申請）

第５条　資機材を借り受けようとする市町長等は事前に資機材借受申請書（別記様式１号）を知事に提出しなければならない。

２．前項の規定にかかわらず、資機材を緊急に借りうける必要があるときは、口頭または電話等により借受の申請を行うことができる。

ただし、借り受け後速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

（貸付決定）

第６条　知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速やかに貸付けを決定し、資機材貸付決定通知書（別記様式２号）を申請者に交付するものとする。

２．前項の規定にかかわらず、前条第２項の規定に基づく申請にあっては、口頭、電話等により貸付けの決定の通知をすることができる。

ただし、通知後速やかに前項の貸付決定通知書を交付するものとする。

（貸付けの条件）

第７条　前条の決定には、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

（１）次の経費は、市町等が負担するものとする。

ア　資機材の引渡しおよび返納に要する経費

イ　資機材の借受期間中における資機材管理に要する経費

（２）資機材は、貸付けの目的以外に使用しないこと。

（３）資機材は、善良な管理者の注意をもって管理すること。

（４）資機材は、貸付期間満了後速やかに返還すること。

（５）空中消火薬剤を使用したときは、使用した薬剤を補てんすること。

（自衛隊の派遣要請）

第８条　市町長等が、資機材の使用のために自衛隊ヘリコプターの災害派遣を要請するときは、その手続きを併せて行うものとし、その要領は滋賀県地域防災計画の定めるところによる。

（広域航空消防応援の要請）

第８条の２　市町長等が、資機材の使用のために広域航空消防応援を要請するときは、その手続きを併せて行うものとして、その要領は大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要項の定めるところによる。

（引渡しおよび返還）

第９条　資機材の引渡しおよび返還は、知事が指定する日時および場所において行うものとする。

（損害賠償等）

第 10 条　市町長等は、資機材の全部もしくは一部を忘失し、またはき損したときは直ちにその旨を口頭、電話等により知事に届け出るとともに、その事実および事由についての報告書を知事に提出しなければならない。

２．市町長等は、前項の亡失またはき損が自己の責めに帰すべき理由によるときは、すべて自己の責任において補てん、修理しなければならない。

ただし、知事が特別の事情があると認めたときはこの限りでない。

（使用報告書）

第 11 条　市町長等は、第６条の規定による知事の貸付決定により借り受けた資機材を使用したときは、使用後速やかに資機材使用報告書（別記様式３号）を知事に提出しなければならない。

（使用記録等）

第 12 条　知事は資機材の貸付けおよび使用の状況について別に定める記録簿を作成する。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、資機材の運用について必要な事項は別に定める。

付　則

この要綱は昭和 62 年７月 10 日から施行する。

様式１号

番　　号
年　　月　　日

滋　賀　県　知　事　殿

申請者　　印

林野火災対策用空中消火資機材借受申請書

下記のとおり資機材を借り受けたいので申請します。

記

１．借受けの目的

２．借受け資機材の種類および数量

３．借受期間
年　　月　　日～　　年　　月　　日

４．引渡し希望日時および場所

５．連絡責任者

様式３号

番　　号
年　　月　　日

滋　賀　県　知　事　殿

申請者　　印

資　機　材　使　用　報　告　書

１．資機材の使用状況

２．その他
（１）火災発生日時
（２）火災発生場所
（３）鎮火日時
（４）出火原因
（５）被害状況
（６）消火活動状況
（７）その他参考事項

２－９　応急食糧（応急用米穀・災害救助用米穀）引渡に関する様式

様式１

政府所有食糧緊急引渡要請書（通知）

令和　　年　　月　　日

・滋賀県知事　殿
・近畿農政局滋賀県拠点　殿
・　　倉庫　御中
（該当するものに印をすること）

・滋賀県知事
・竜王町長

倉庫（　　）
貴　倉　庫　に保管中の政府所有食糧を竜王町民等に対する給食用に使用したいので、下記数量の引渡を要請（通知）します。

１　品目　　国内産玄米・外国産玄米・外国産精米・乾パン・乾燥米飯
　　↓　　↓　　↓　　↓　　↓
２　数量　　kg　　kg　　kg　　食分　　kg

３　参考　　精米予定場所

（注１）災害救助用米穀は、（被災者及び災害救助従事者の人数）×（玄米 200 グラム）
　　×（炊き出しを必要とする食数）　　※精米においては 180 グラムとする。
（注２）乾パン１食分は 115 グラムである。
（注３）乾燥米飯１食分は 100 グラムである。

様式２

政府所有物品引渡受領書

倉庫所名				
種類				
産年				
銘柄				
低温区分				
包装				
量目				
等級				
個数等				
引き取りトラック等の番号				
実引取人氏名　　印				

上記物品を正に領収しました。

令和　　年　　月　　日

倉庫御中

滋賀県知事　　印

竜王町長　　印

立会人

印

様式３

災害救助用米穀購入報告書

番号	購入 年月日	購入先		品名 品質 種別	単価	数量 kg	金額 円
		氏名（社名）	住所（所在地）				
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
合　　計							

災害救助用米穀を上記のとおり購入したので報告します。

令和　　年　　月　　日

滋 賀 県 知 事 殿

竜王町長　　印

２－10　災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定について

災害対策基本法第 57 条に規定する通信設備の優先利用等に関して、○○市町村長と滋賀県警察本部長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

なお、同法第 79 条の規定に基づく警察通信設備の優先利用に関する事務の取扱いについても、本協定を準用する。

昭和 38 年７月１日

○○市町村長　　○○○○○
滋賀県警察本部長　　野中　庸

災害対策基本法施行令第 22 条に基づく協定

第１　○○市町村長が災害対策基本法（以下「法」という。）第 57 条の規定に基づき警察が専用する公衆電気通信設備を優先的に利用し、または警察の有線電気通信設備もしくは無線設備を使用（以下「警察通信設備の使用等」という。）する場合は本協定の定めるところによるものとする。

第２　○○市町村長が法第 57 条の規定に基づき使用等することのできる警察通信設備は、警察有線電話、警察無線電話とする。

第３　○○市町村長が法第 57 条の規定に基づき警察通信設備を使用等する場合は、原則として、当該市町村の地域を管轄する警察署長に対して次の事項を申し出て承認をうけるものとする。

１．使用等しようとする警察通信設備
２．使用等しようとする理由
３．通信の内容
４．発信者および受信者

第４　警察署長は、当該申し込みの内容が法第 57 条の規定に適合し、警察通信で到達可能と認めるときはその使用等を承認するものとする。この場合において受付けた通信の取扱い順位の決定は、警察署長が当該通信の緊急性、通信の内容、受付け順位等をしん酌して決定するものとする。

第５　○○市町村長は、法第 56 条の規定に基づく伝達、通知または警告を行う場合の対象者および当該対象者に対する平常時における連絡方法等警察通信設備の使用等に関する参考事項をあらかじめ、当該市町村の地域を管轄する警察署長に連絡しておくものとする。

第６　本協議に基づく警察通信設備の使用等に関しては、原則として警察通信設備の新設もしくは、増設または通信機器の貸与は行わないものとする。

付則

１．本協定は、昭和 38 年７月１日から施行する。
２．この協定の成立を証するため、協定書２通を作成し相方各１通を所持する。

第　　号
年　　月　　日

警 察 署 長 殿

市町村長名

警察通信設備を使用する場合の申出について

このことについては、昭和 38 年 7 月 1 日付け、災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定に基づき下記のとおり申出します。

記

１．使用しようとする警察通信設備
（１）警察有線電話
（２）警察無線電話

２．使用等しようとする理由
例文
台風接近に伴う災害応急措置の実施、通知、要請、伝達、警告等に関し、緊急かつ特別の必要により管内市（町村）民への連絡、周知および災害対策地方本部（県事務所）県災害対策本部（滋賀県）に報告連絡等のため。

３．通信の内容
（１）気象業務法に基づく各種予警報
（２）各種災害に伴う応急復旧対策要請指示
（３）その他災害に関する緊急必要なる事項

４．発信者および受信者
（１）市町村災害対策本部（　　市町村）
（２）滋賀県災害対策　　地方本部（　　県事務所）
（３）滋賀県災害対策本部（滋賀県）

２－11　被害即報および被害報告要領

別表１　即報基準　（県への報告）

区　分	事　項	種　別	基　　準	
火災等即報	一般基準	火災 特定の事故	1)死者3 人以上生じたもの 2)死者および負傷者の合計が１０人以上生じたもの	
	個別基準	火災	建物火災	1)特定防火対象物で死者の発生した火災 2)高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの 3)国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 4)建物焼損延べ面積3，０００平方メートル以上と推定される火災 5)損害額１億円以上と推定される火災
			林野火災	1)焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの 2)空中消火を要請又は実施したもの 3)住家等への延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの
			交通機関の火災	1)航空機火災 2)タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3)トンネル内車両火災 4)列車火災
			その他	以上に掲げるものの他、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
		石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの 3)特定事業所内の火災（１）以外のもの）	
		危険物に係る事故	1)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5 名以上発生したもの 3)周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの 4)５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故 5)河川への危険物等流出事故 6)高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災･危険物等の漏えい事故	
		原子力災害等	1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3)原子力災害対策特別措置法第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの	
		その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの	
	社会的影響基準	一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合。		

<table>
<tr><td>救急救助事故即報</td><td colspan="3">1)死者5 人以上の救急事故
2)死者及び負傷者の合計が1 5 人以上の救急事故
3)要救助者が5 人以上の救助事故
4)覚知から救助完了までの所要時間が5 時間以上を要した救助事故
5)その他報道機関に取り 上げられる等社会的影響度が高い救急・ 救助事故</td></tr>
<tr><td>武力攻撃災害即報</td><td colspan="3">1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2 条第4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
2)武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第2 5 条第1 項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</td></tr>
<tr><td rowspan="5">災害即報</td><td>一般基準</td><td colspan="2">1)災害救助法の適用基準に合致するもの
2)都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
3)災害が2 都道府県以上にまたがるもので、1 の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個別基準</td><td>地　震</td><td>地震が発生し、当該都道府県又は市町村の区域内で震度4 以上を記録したもの</td></tr>
<tr><td>風水害</td><td>1)崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
3)強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住宅被害を生じたもの</td></tr>
<tr><td>雪　害</td><td>1)雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
2)道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</td></tr>
<tr><td>社会的影響基準</td><td colspan="2">一般基準、個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。</td></tr>
</table>

別表２　直接即報基準　（消防庁および県への報告）

区　分	種　別	基　　準
火災等即報	交通機関の火災	1)航空機火災 2)タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災 3)トンネル内車両火災 4)列車火災
	石油コンビナート等特別防災区域内の事故	1)危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故 2)危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの
	危険物に係る事故	1)死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの 2)負傷者が5名以上発生したもの 3)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの 4)危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの ①河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ②５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等 5)市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの 6)市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
	原子力災害	1)原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの 2)放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの 3)原子力災害対策特別措置法第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの 4)放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの
	ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	
	爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）	
救急救助事故即報	死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの 1)列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 2)バスの転落等による救急・救助事故 3)ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 4)映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 5)その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの	
武力攻撃災害即報	1)武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 2)武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第２５条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態	
災害即報	1)地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。） 2)次のうち、死者又は行方不明者が生じたもの ア　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの イ　河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの	

別表３　災害即報事項例示

事　　項	例　　示
（１）　市町村災害対策本部設置状況 （設置日時、配備体制等）	台風×号の接近に伴い○月○日○時災害対策本部を設置、第２号配備体制（職員約○○名配置）を指示
（２）　主要河川、ため池の情報 （水位、溢水箇所、決壊箇所等）	○○川は○○地点において○○時警戒水位に達し、今後も水位は上昇する見込である。 ○○川は○○地点において○時頃○mにわたり決壊し、浸水家屋多数発生。現在水防団員○○名が出動し、応急復旧作業中。
（３）　びわ湖水位上昇に伴う被害状況	びわこ水位上昇に伴い○○地区の湖岸○○ha浸水、農作物○○の状態。
（４）　主要道路橋梁の不通状況 交通機関の不通状況	県道○○線は○時頃がけくずれのため○○地点において不通となった。復旧の見通しは現在のところ不明、○時以降管内のバス交通はすべて運休。
（５）　電力通信関係の情報 （停電状況、と絶状況等）	○時以降管内○○地区約○○○戸が停電中。 ○時以降町役場と○○地区間の電話不通。
（６）　水道施設関係の情報 （断水状況等）	○時以降停電に伴い○○地区約○○戸が断水中、給水車○台を派遣し、緊急給水中（今後自衛隊の派遣を要請するかもしれない。）
（７）　ガス施設関係の情報（供給停止状況等）	○時以降○○地区約○○戸がガス供給停止、復旧の見通しは不明。
（８）　避難関係の情報 （避難命令発令状況、避難理由、避難世帯数、避難場所）	○○川が○○地区で決壊するおそれがあるので、○時○○地区約○○○世帯に対し避難命令を発令した。 現在約○○○世帯が○○小学校に避難中。
（９）　死傷者の発生状況 （人数原因等、死傷者の姓名、性別年令）	○○時頃○○において、がけくずれのため男○名が生き埋めになった。現在地元消防団員約○○○名が出動し救出にあたっている。
（10）　住家の被害状況 （全壊、全焼、流失、半壊、床上浸水、床下浸水等の概況、原因等）	○○川が○○地区において、溢水し付近の住宅約○○戸が床上浸水した。昨日来の豪雨により、管内の河川が各所で溢水決壊し、市内一円にわたって約○○○戸の浸水家屋が発生しているもよう、なお今後も増加する見込みである。 （災害救助法適用基準に達するかも知れない。）
（11）　非住家の被害状況 （学校、公民館公共的施設、その他主要な建物の被害状況）	○時頃○○小学校の講堂、瞬間最大風速○○mの強風により倒壊した。
（12）　市町村災害対策本部のとった主な応急対策実施状況	○○地区に○○時に避難命令を発令。 現在○○避難所に収容中の○○名に対し、炊き出しを実施中。 ○○川の決壊箇所に消防団員約○○○名を出動させ応急復旧作業中。
（13）　県への要請事項 （市町村災害対策本部が応急対策を実施するための必要資機材の調達斡旋に関する要請等）	○○川が決壊したので、水防用の土のう○○○袋至急調達して送付してほしい。○○部落が孤立しているので、カンパン○○箇を空輸してほしい。 防疫用の薬剤○○kg至急調達してほしい。
（14）　災害写真 （フィルムおよび説明書添付したもの）	住家の浸水、田畑の冠水、道路・堤防の決壊、橋梁の流失、その他重要な公共建物の倒壊等の被害状況写真。
（15）　雪害状況 （孤立化した場合の住民の動向）	○○地区で○月○日から連絡つかず、住民の動向が懸念される。
（16）　大規模事故 （交通事故、爆発等により一時的に多数の死傷者が出た事故）	原因、場所、負傷者の状況、とられつつある措置等。
（17）　作　業　日　報	市町村における主要な活動状況について毎日１７時現在で、とりまとめ報告する。ただし緊急なものについてはその都度行う。 報告すべき事項は、おおむね次のとおり。 （１）災害対策本部の設置状況（開設、閉鎖の日時） （２）避難指示の状況、避難場所の設置状況（箇所数、人員） （３）消防機関の活動状況（作業内容別、団員数、職員数） （４）応援措置、救助活動の概要 （５）音信不通、状況のは握できない地区名

別表４　災害の被害認定基準

分類	用語		被害程度の判定基準
人的被害	死者		当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者		当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者。
	負傷者	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みのもの。
		軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みのもの。
住家被害	住家		現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯		生計を一つにしてる実際の生活単位を云うが、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然２世帯となる。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいるものについては原則としてその宿泊者等を１世帯として取扱う。
	全壊（全焼、流失）		住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または、住家の損失(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の必要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。
	半壊（半焼）		住家がその居住のために基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。
	一部破損		全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、窓ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水		住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないもの。
	床下浸水		床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
非住家被害	非住家		住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないもの。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物		例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他		公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物。
	全壊または半壊の被害を受けたもののみ報告する。		
その他	田の流失、埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったもの。
	田の冠水		稲の先端が見えなくなる程度に水につかったもの。
	畑の流失、埋没		田の例に準じて取り扱うものとする。
	畑の冠水		田の例に準じて取り扱うものとする。

その他	道路決壊	高速自動車道、一般国道、県および市町村道（道路法第２条第１項に規定する道路、以下同じ）の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。（ただし、橋りょうを除いたものとする。）
	橋りょう流失	市町村道以上の道路に架設した橋が一部または全部流失、一般の渡橋が不能になった程度の被害をいう。
	河川決壊	河川法にいう１級河川および２級河川（河川法の適用もしくは準用される河川）の堤防、あるいは溜池、かんがい用水路の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をうけたもの。
	通信被害	電話とは災害により通信不能となった電話の回線数とする。 電気とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防用施設、港湾および漁港施設、農作物等の被害で特に報告を必要とするもの。
	り災世帯	災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	港湾被害	港湾法第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設または、港湾の利用および管理上、重要な臨港交通施設で、復旧工事を要する程度の被害をいう。
	砂防被害	砂防法第１条の規定による砂防施設、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または、同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	公共文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

第１号様式（ 火災）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

※爆発を除く。

火　災　種　別	1.　建物　2.　林野　3.　車両　4.　船舶　5.　航空機　6.　その他		
出　火　場　所			
出　火　日　時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮　火　日　時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・ 用　途		事　業　所　名 （代表者氏名）	
出　火　箇　所		出　火　原　因	
死　傷　者	死者（ 性別・年齢）　人 負傷者　重　症　人 中等症　人 軽　症　人	死者の生じた 理　由	
建　物　の　概　要	構造 階層	建築面積 延べ面積	
焼　損　程　度	焼損棟数　全　焼　棟 半　焼　棟 部分焼　棟 ぼ　や　棟 計　棟	焼　損　面　積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　a
り　災　世　帯　数	世帯	気　象　状　況	
消　防　活　動　状　況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他　台　人		
救　急・救　助 活　動　状　況			
災害対策本部等 の　設　置　状　況			
その他参考事項			

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第２号様式（ 特定の事故）

第　　報

事故名
1.　石油コンビナート 等特別防災区域内の事故
2.　危険物等に係る事故
3.　原子力施設等に係る事故
4.　その他特定の事故

消防庁受信者氏名

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

事故種別	1.　火災　2.　爆発　3.　漏えい　4. その他（　　）				
発生場所					
事業所名		特別防災区域	〔レイアウト 第一種、第一種、第二種、その他〕		
発生日時（覚知日時）	月 日 時 分（ 月 日 時 分）	発見日時	月 日 時 分		
		鎮火日時（処理完了）	月 日 時 分		
消防覚知方法		気象状況			
物質の区分	1.危険物　2.指定可燃物　3.高圧ガス　4.可燃性ガス 5.毒劇物　6.RI等　7.その他（　　）	物質名			
施設の区分	1.　危険物施設　2.　高危混在施設　3.　高圧ガス施設　4.　その他（　　）				
施設の概要		危険物施設の区分			
事故の概要					
死傷者	死者（ 性別・ 年齢）　　人	負傷者等　　人（　　人） 重症　　人（　　人） 中等症　　人（　　人） 軽症　　人（　　人）			
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況	警戒区域の設定　月 日 時 分 使用停止命令　月 日 時 分	出場機関		出場人員	出場資機材
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部（署）		台 人	
		消防団		台 人	
		海上保安庁		人	
		自衛隊		人	
		その他		人	
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

（注）第1 報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「 未確認」 等）を記入して報告すれば足りること。）

第３号様式（ 救急・ 救助事故等）

第　　報

報　告　日　時	年　月　日　時　分
都　道　府　県	
市　町　村 （消防本部名）	
報　告　者　名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1.　救急事故　2.　救助事故　3.　武力攻撃災害　4.　緊急対処事態		
発　生　場　所			
発　生　日　時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	覚　知　方　法	
事故等の概要			
死　傷　者　等	死者（ 性別・ 年令） 計　人 不　明　人	負傷者等　人（　人） 重　症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽　症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救　助　人　員	
消防・救急・救助 活　動　状　況			
災害対策本部等 の　設　置　状　況			
その他参考事項			

（注）負傷者等欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。
（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（ 確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「 未確認」 等）を記入して報告すれば足りること。）

第４号様式（その１）

［災害概況即報］

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村（消防本部名）	
報告者名	

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分	
被害の状況	死傷者	死者	人	不明　人	住家	全壊　棟	一部破損　棟
		負傷者	人	計　人		半壊　棟	床上浸水　棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）		

（注）第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都道府県		区分				被害
災害名・報告番号	災害名 第　報 (　月　日　時現在)	そ	田	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
			畑	流失・埋没	ha	
				冠水	ha	
報告者名			文教施設		箇所	
			病院		箇所	
			道路		箇所	
			橋りょう		箇所	
			河川		箇所	
			港湾		箇所	
			砂防		箇所	
		の	清掃施設		箇所	
			崖くずれ		箇所	
			鉄道不通		箇所	
			被害船舶		隻	
			水道		戸	
		他	電話		回線	
			電気		戸	
			ガス		戸	
			ブロック塀等		箇所	
		り災世帯数			世帯	
		り災者数			人	
		火災発生	建物		件	
			危険物		件	
			その他		件	

区分				被害
人的被害	死者		人	
	行方不明者		人	
	負傷者	重傷	人	
		軽傷	人	
住家被害	全壊		棟	
			世帯	
			人	
	半壊		棟	
			世帯	
			人	
	一部破損		棟	
			世帯	
			人	
	床上浸水		棟	
			世帯	
			人	
	床下浸水		棟	
			世帯	
			人	
非住家	公共建物		棟	
	その他		棟	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林業被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

災害対策本部等の設置状況	都道府県		
	市町村		
災害救助法適用市町村名			
	計		団体
消防職員出動延人数		人	
消防団員出動延人数		人	

備考

災害発生場所
災害発生年月日
災害の種類概況
応急対策の状況
119番通報件数
- 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況
- 避難の勧告・指示の状況
- 避難所の設置状況
- 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- 災害ボランティアの活動状況

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること

災害被害即報様式(その１　－　人・建物)

1.　人、建物等の被害について

（　　）　：　　No.1

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害者(被害世帯主)				被害の内訳(建物)			備考 (被害発生・消防隊員出動状況、被害状況、被害見込金額等)
		市町名	字名		住所	氏名	性別	年齢	棟数	世帯数	世帯人数	

※被害区分について

次に示す区分により当該番号を記入する。

人、建物等の被害について

1-1	死者	1-2	行方不明者	1-3	負傷者	1-4	り災者		
2-1	住家全壊	2-2	住家半壊	2-3	住家一部破損	2-4	住家床上浸水	2-5	住家床下浸水
3-1	非住家(公共)	3-2	非住家(その他)						
4-1	文教施設被害	4-2	病院被害	4-3	清掃施設	4-4	ブロック塀		
5-1	水道被害	5-2	電話不通等	5-3	電気停電等	5-4	ガス漏れ等		

災害被害即報様式(その２　－　道路・河川等)

2.　道路・河川等の被害について

（　　）　：　　No.2

被害区分	発生日時	発生場所		原因	交通規制等の状況(規制開始、規制時間等)	迂回路等の状況	経過状況				備考(被害の程度・規模、被害見込金額等)
		路線名・河川名等	地先名(字名等)				／　時	／　時	／　時	／　時	

道路、河川等の被害についての区分

6-1	道路被害	6-2	橋梁被害	6-3	鉄道不通等		
7-1	河川被害	7-2	港湾被害	7-3	砂防被害	7-4	崖崩れ

災害被害即報様式(その３　－　農業関係被害、避難勧告等)

3.　農業関係被害等について

(　　)　:　　No.3

被害区分	発生日時	発生場所		原因	被害対象						被害面積	備考 (被害の程度・規模、被害見込金額等)
		市町名	地先名 (字名等)		田	畑	農作物	耕地	農業施設	林道		

8-1	農作物被害	8-2	農地被害	8-3	農業施設被害	8-4	林地被害	8-5	林道被害

4.　避難勧告等について(*発、解については該当に丸をつける)

勧告・指示	対象地域(市町、字名等)	発令、解除時間	対象地域(市町、字名等)	発令、解除時間	対象地域(市町、字名等)	発令、解除時間
	(　　人)	発解　：	(　　人)	発解　：	(　　人)	発解　：
	(　　人)	発解　：	(　　人)	発解　：	(　　人)	発解　：
	(　　人)	発解　：	(　　人)	発解　：	(　　人)	発解　：

5.　災害対策本部等設置状況について(*発、解については該当に丸をつける)

対策・警戒	設置市町名	発令、解除時間	設置市町名	発令、解除時間	設置市町名	発令、解除時間
		発解　：		発解　：		発解　：
		発解　：		発解　：		発解　：
		発解　：		発解　：		発解　：

＊この即報は〈パターン①〉振興局・地域振興局・県事務所に 8:30、15:30 の提出、本庁に 9:00、16:00 の提出とし(ただし、死傷者、住家全壊、住家半壊、床上浸水、り災世帯等急を要する被害については随時報告)、それ以外の時間帯の報告については〈パターン②〉4 時間、〈パターン③〉2 時間の各間隔とし総合防災課から連絡する。

※なお、死傷者、行方不明者、住家全壊、半壊については、可能な限り第１発見者の氏名も報告する。

第１号様式　災害確定報告

都道府県				区分				被害
災害名・確定年月日	月　日　時確定			その他	田	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
					畑	流出・埋没	ha	
						冠水	ha	
報告者名					文教施設		箇所	
区分			被害		病院		箇所	
人的被害	死者		人		道路		箇所	
	行方不明者		人		橋りょう		箇所	
	負傷者	重傷	人		河川		箇所	
		軽傷	人		港湾		箇所	
住家被害	全壊		棟		砂防		箇所	
			世帯		清掃施設		箇所	
			人		崖くずれ		箇所	
	半壊		棟		鉄道不通		箇所	
			世帯		被害船舶		隻	
			人		水道		戸	
	一部破損		棟		電話		回線	
			世帯		電気		戸	
			人		ガス		戸	
	床上浸水		棟		ブロック塀等		箇所	
			世帯					
			人					
	床下浸水		棟		り災世帯数		世帯	
			世帯		り災者数		人	
			人	火災発生	建物		件	
非住家	公共建物		棟		危険物		件	
	その他		棟		その他		件	

区分			被害
公立文教施設		千円	
農林水産業施設		千円	
公共土木施設		千円	
その他の公共施設		千円	
小計		千円	
公共施設被害市町村数		団体	
その他	農産被害	千円	
	林産被害	千円	
	畜産被害	千円	
	水産被害	千円	
	商工被害	千円	
	その他	千円	
被害総額		千円	

都道府県災害対策本部	名称	
	設置	月　日　時
	解散	月　日　時
災害対策本部設置市町村名		
	計	団体
災害救助法適用市町村名		
	計	団体
消防職員出動延人数	人	
消防団員出動延人数	人	

備考
災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他(避難の勧告・指示の状況)

第３号様式　災害年報　　都道府県名

区分 ＼ 災害名・発生年月日								計
人的被害	死者		人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊		棟							
			世帯							
			人							
	半壊		棟							
			世帯							
			人							
	一部破損		棟							
			世帯							
			人							
	床上浸水		棟							
			世帯							
			人							
	床下浸水		棟							
			世帯							
			人							
非住家	公共建物		棟							
	その他		棟							
その他	田	流出・埋没	ha							
		冠水	ha							
	畑	流出・埋没	ha							
		冠水	ha							
	学校		箇所							
	病院		箇所							
	道路		箇所							
	橋りょう		箇所							
	河川		箇所							
	港湾		箇所							
	砂防		箇所							
	清掃施設		箇所							
	崖くずれ		箇所							
	鉄道不通		箇所							
	被害船舶		隻							
	水道		戸							

第３号様式　災害年報（つづき）　　都道府県名

区分 ＼ 災害名・発生年月日									計
その他	電話		回線						
	電気		戸						
	ガス		戸						
	ブロック塀		箇所						
火災発生	建物		件						
	危険物		件						
	その他		件						
り災世帯数			世帯						
り災者数			人						
公立文教施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
農林水産業施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
公共土木施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
その他の公共施設			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
小計			千円	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
公共施設被害市町村数			団体						
その他	農産被害		千円						
	林産被害		千円						
	畜産被害		千円						
	水産被害		千円						
	商工被害		千円						
	その他		千円						
被害総額			千円						
都道府県災害対策本部	設置			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
	解散			月　日	月　日	月　日	月　日	月　日	
災害対策本部設置市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
災害救助法適用市町村				団体	団体	団体	団体	団体	団体
消防職員出動延人数									
消防団員出動延人数									

２－12　緊急通行車両の標章、確認証明書

（１）緊急通行車両の標章

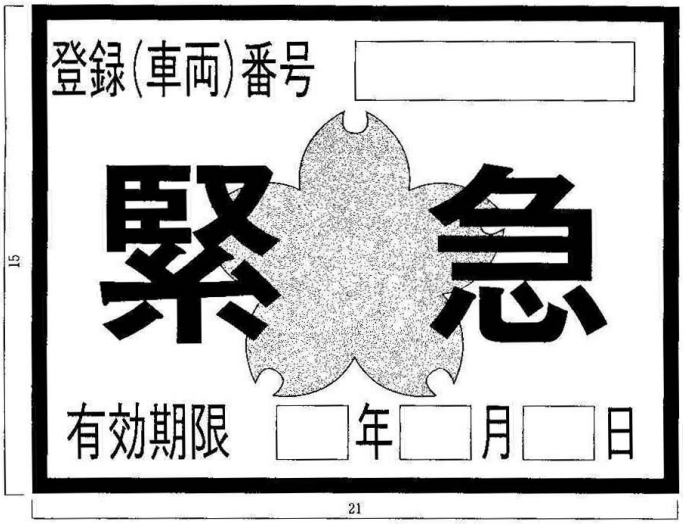

備考　１　色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
２　記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
３　図示の長さの単位は、センチメートルとする。

（２）緊急通行車両確認証明書

第　　号 年　月　日 緊急通行車両確認証明書 知　事　印 公安委員会　印		
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住所	
	氏名	
通行日時		
通行経路		
備考		

備考　用紙は、日本工業規格Ａ５とする。

2－13　義援金募集配分計画様式

義援金品搬出者名簿

様式1号

				○○町
年　月　日	住　所	氏　名	搬出区分	数　量
55．9．10	○○町○○	○○○○	現　金	○○○円
55．9．10	○○町○○	○○○○	衣　類	○点

（注）1.　記載例に準じて記載する。
2.　連名簿であるが、町村単位に別葉等として差し支えない。

義援金品引継書

様式2号

義えん金品引継書

引　継　書	機関名		職氏名	㊞
引　継　書	機関名		職氏名	㊞

義援金品を次のとおり引継ぎました。

記

1　引継年月日　　年　月　日
2　引継場所
3　引継金品　　次表のとおり（車両番号　　）

金品区分	単位	輸送数量	引継数量	差引過不足	過不足を生じた理由その他

（注）1.　2部作成し、授受両機関とも保管する。
2.　金品区分は、衣類、生活必需品、現金等に区分し、単位は梱包、点数、円等で表示する。

義　援　金　品　受　領　書

様式3号

義援金品受領書　　No.

（住所　氏名）　　殿

1　現金　　金○○○円也

2　物資　　○○○　梱包

ただし、○○災害の義援金品として

上記のとおり受領しました。

年　　月　　日

機　関　名

（取　扱　者　　（印））

（注）1.　複写式とし、事前に機関別の通しNo.を付しておく。

2.　控は義援金品受領記録として保管し、関係帳簿への基礎記録とする。

3.　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、本様式事項をただし書き等に付記することとして差し支えない。

4.　物資区分は実情に即して記載する。

現　金　出　納　簿

様式4号

年　月　日	摘　　要	受	払	残

（注）1.　各機関の財務規則等の定めにより扱う場合は、「義援金」の補助口座を設け義援金についての出納を明確にしておく。

2.　預金と現金は、区分することなく一括経理して差し支えない。
ただし、区分して経理する必要のあるときは、口座を「現金」「預金」に区分して扱うものとする。

3.　公共団体の取扱で「雑部金」として保管するときは、「その他保管金」として財務規則等に定める「雑部金受払簿」により「現金出納簿」と別途に経理する。

義　援　金　品　受　払　書

様式5号

年　月　日	摘要	受	払	残	てん末
55. 9. 10	バケツ ○○商店より	100ヶ			9.20　配　分
55. 9. 10	衣　類 ○○会社従業員	10包			9.20　配　分
55. 9. 10	現　金 ○○中学生徒会	5,450円			9.20　現金出納簿へ転記

55. 9. 20	物　資 ○○町外2町村		10ヶ 20包 50点		550点 100ヶ　} 2包とする

（注）1.　この帳簿は、受入れてから配分するまでの受払およびてん末を記録する。
ただし、現金については現金出納簿へ転記し、そのときに払出記帳をする。なお物資と現金の口座を設け現金出納簿と併用しても差し支えない。
2.　記載方法は記載例に準じ適宜累計を行う。